

大和住銀DC年金設計ファンド30 大和住銀DC年金設計ファンド50 大和住銀DC年金設計ファンド70

追加型投信／内外／資産複合

大和住銀DC年金設計ファンド30、大和住銀DC年金設計ファンド50および大和住銀DC年金設計ファンド70の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月13日に関東財務局長に提出しており、2025年2月14日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 猿田 隆
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。



三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

大和住銀DC年金設計ファンド30

大和住銀DC年金設計ファンド50

大和住銀DC年金設計ファンド70

以下、上記3ファンドを総称して「大和住銀DC年金設計ファンド」または「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

また、「大和住銀DC年金設計ファンド30」を「年金設計30」、「大和住銀DC年金設計ファンド50」を「年金設計50」、「大和住銀DC年金設計ファンド70」を「年金設計70」という略称でいうことがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「年金設計30」は「大住 DC30」、「年金設計50」は「大住 DC50」、「年金設計70」は「大住 DC70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025 年 2 月 14 日から 2025 年 8 月 14 日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第 37 条の 6）の適用

ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて世界各国の株式および公社債へバランス運用を行うことにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

②信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンド1兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回			
債券 一般	年6回	北米	ファミリーファンド	あり ()

公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	(隔月)	欧州		
	年 12 回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券)、 資産配分固定型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

《商品分類表定義》

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (2) 債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…
「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MR F（マネー・リザーブ・ファンド）…
「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMR Fをいう。
- (3) E T F… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
 - ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性…

目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

④年6回（隔月）… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回（毎月）… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東（中東）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経 225
- ②TOPIX
- ③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型… 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2001 年 9 月 21 日 信託契約締結
2001 年 9 月 21 日 当ファンドの設定・運用開始
2007 年 1 月 4 日 投資信託振替制度へ移行
2019 年 4 月 1 日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友DSアセットマネジメント株式会社へ承継

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

(ニ) 投資顧問会社（運用の委託先）

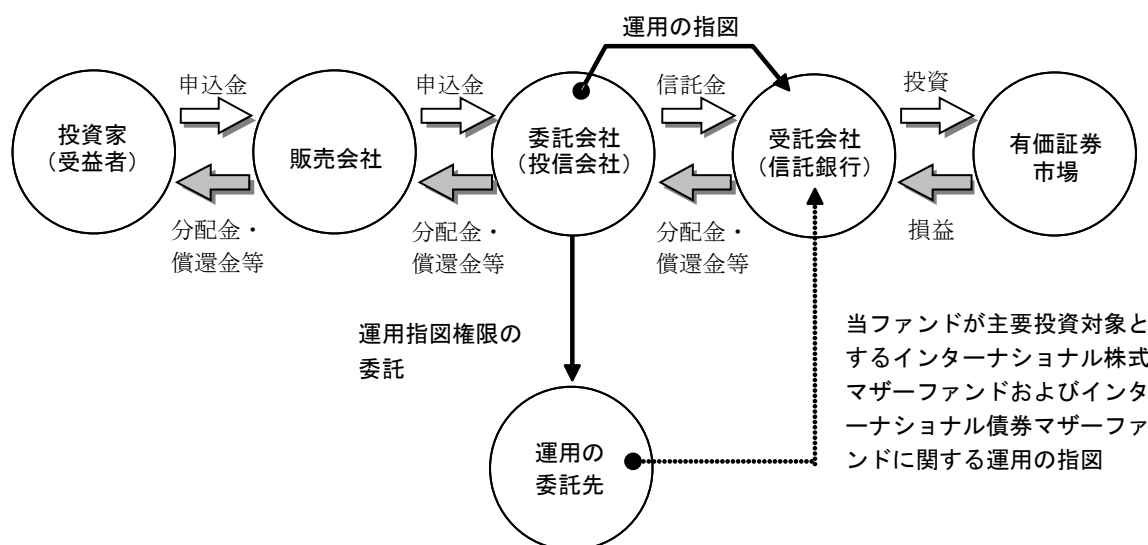
名称：ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク

役割：委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、インターナショナル株式マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

名称：ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド

役割：委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、インターナショナル債券マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20 億円（2024 年 11 月 29 日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985 年 7 月 15 日	三生投資顧問株式会社設立
1987 年 2 月 20 日	証券投資顧問業の登録
1987 年 6 月 10 日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999 年 1 月 1 日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999 年 2 月 5 日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000 年 1 月 27 日	証券投資信託委託業の認可取得
2002 年 12 月 1 日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

2013 年 4 月 1 日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019 年 4 月 1 日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友 D S アセットマネジメント株式会社に商号変更

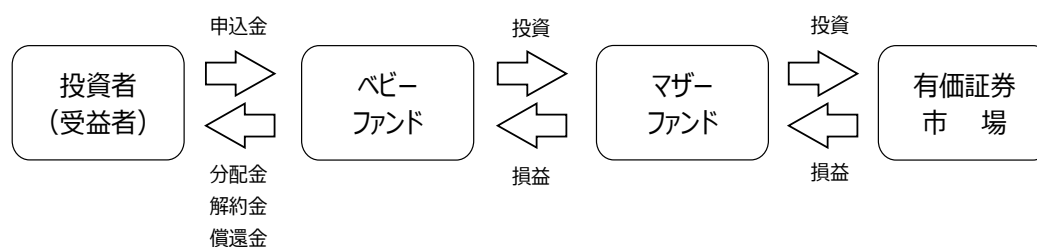
(ハ) 大株主の状況

(2024 年 11 月 29 日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番 35 号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ①主として、国内株式、国内債券、海外株式、海外債券へ分散投資を行う各マザーファンドへ投資を行うことにより、リスクの低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

年金日本株式マザーファンド、年金日本債券マザーファンド、インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドを主要投資対象とします。なお、株式・公社債等に直接投資することがあります。

- ②各資産（マザーファンド）への基本的な投資比率（「基本資産配分」）は、以下の通りです。投資期間やリスクに応じて、資産配分の異なる3つのファンドからご選択いただけます。

資産	国内株式	国内債券	海外株式	海外債券
投資対象 マザーファンド	年金日本株式 マザーファンド	年金日本債券 マザーファンド	インターナショナル 株式マザーファンド	インターナショナル 債券マザーファンド
年金設計30	25%	60%	5%	10%
年金設計50	35%	40%	15%	10%
年金設計70	50%	20%	20%	10%

＊資産配分は、基本資産配分より、原則としてそれぞれ±5%の範囲内で行います。

	株式の実質組入比率の上限	外貨建資産の実質組入比率の上限
年金設計30	40%	25%
年金設計50	60%	35%
年金設計70	80%	40%

- ③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

- ④資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1

主として国内株式、国内債券、海外株式、海外債券へ分散投資を行う各マザーファンドへ投資を行うことにより、リスクの低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

□ 年金日本株式マザーファンド、年金日本債券マザーファンド、インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドを主要投資対象とします。

※ 株式・公社債等に直接投資することがあります。

2

資産配分の異なる3つのファンドからご選択いただけます。

▶ 基本資産配分

資産	国内株式	国内債券	海外株式	海外債券
投資対象 マザーファンド	年金日本株式 マザーファンド	年金日本債券 マザーファンド	インターナショナル 株式マザーファンド	インターナショナル 債券マザーファンド
年金設計30	25%	60%	5%	10%
年金設計50	35%	40%	15%	10%
年金設計70	50%	20%	20%	10%

※ 資産配分は、基本資産配分より、原則としてそれぞれ±5%の範囲内で行います。

3

海外資産の運用は、ティー・ロウ・プライス・グループが行います。

□ インターナショナル株式マザーファンドにおける運用指図にかかる権限をティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクへ委託します。

□ インターナショナル債券マザーファンドにおける運用指図にかかる権限をティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへ委託します。

4

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

5

各マザーファンドの運用は、各資産のベンチマーク（下記参照）を中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。

マザーファンド	投資対象資産	ベンチマーク
年金日本株式マザーファンド	国内株式	TOPIX（東証株価指数、配当込み）
年金日本債券マザーファンド	国内債券	NOMURA-BPI（総合）
国際ナショナル株式マザーファンド	海外株式	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）*1
国際ナショナル債券マザーファンド	海外債券	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）*2

*1 米ドルベースのMSCIコクサイ・インデックス（配当込み）を委託会社が円換算したものです。

*2 米ドルベースのFTSE世界国債インデックス（除く日本）を委託会社が円換算したものです。

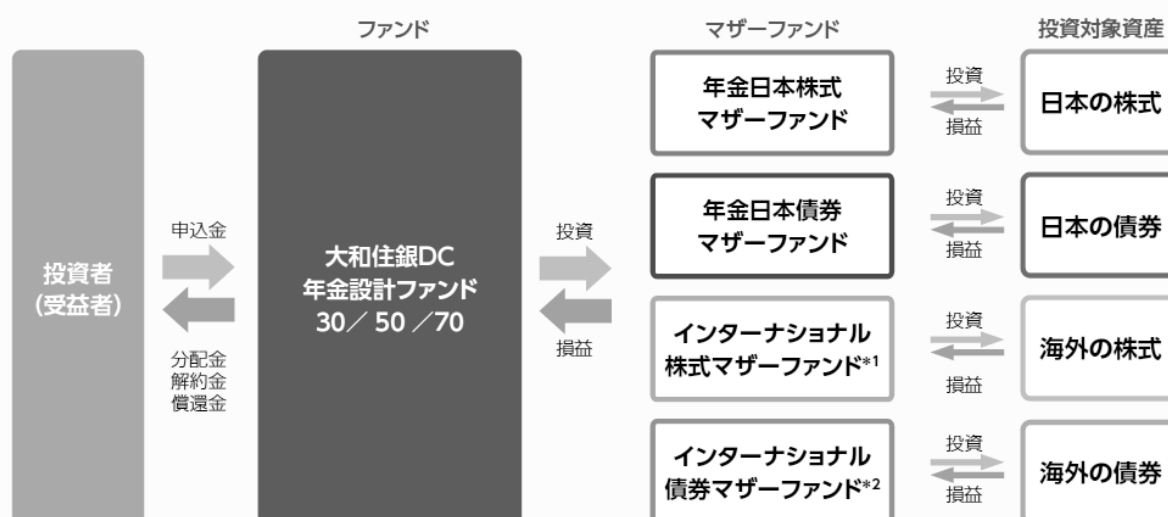
※資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

指数の著作権など

- TOPIX（東証株価指数）は株式会社JPX総研、NOMURA-BPIは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、MSCIコクサイ・インデックスはMSCI Inc.、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCが、それぞれ公表している指数です。
- 各インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



*1 国際ナショナル株式マザーファンドの運用にあたっては、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクに運用指図に関する権限を委託します。

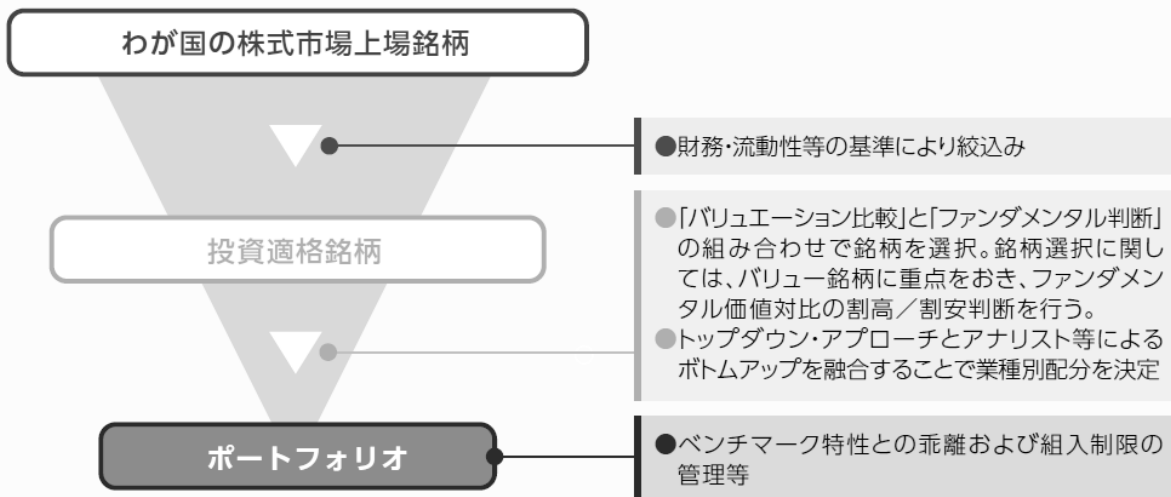
*2 国際ナショナル債券マザーファンドの運用にあたっては、ティー・ロウ・プライス・国際ナショナル・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

各マザーファンドの投資方針等

▶ 年金日本株式マザーファンド

- わが国の株式を主要投資対象とし、ファンダメンタル価値比割安性(バリュー)を重視し、収益性・成長性を勘案したアクティブ運用により信託財産の長期的な成長を目指します。
- TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

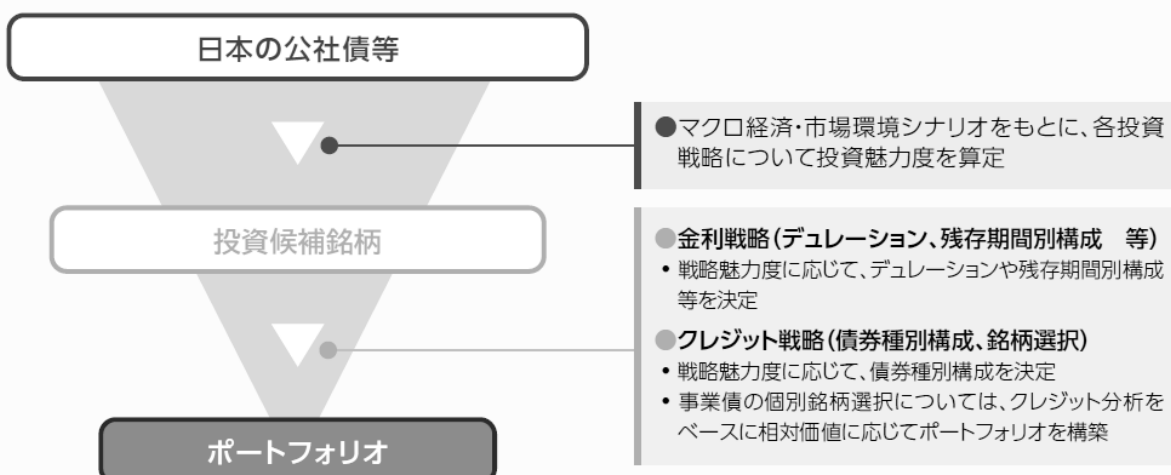
[運用プロセス]



▶ 年金日本債券マザーファンド

- わが国の公社債を主要投資対象とし、金利予測(デュレーション・コントロール等)等を重視したアクティブ運用により信託財産の長期的な成長を目指します。
- NOMURA-BPI(総合)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

[運用プロセス]



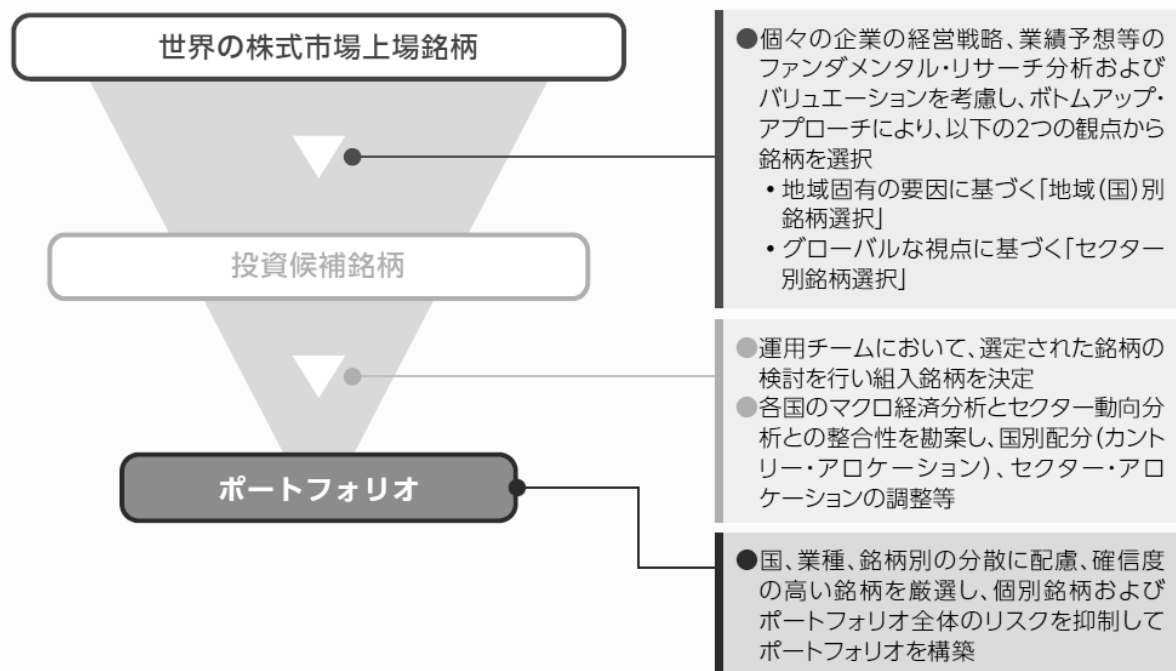
※上記の運用プロセスは2024年11月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

▶ インターナショナル株式マザーファンド

- 海外の株式へ分散投資を行い、リスクの低減とグローバルな投資機会の獲得により信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。また、ベンチマーク構成国以外の国の株式へ投資を行うこともあります。
- 運用の指図に関する権限をティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクに委託します。

[運用プロセス]

- マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクが行います。
 - 世界厳選成長株式運用戦略 ポートフォリオ運用チーム（ファンドマネージャー2名*、平均運用経験20年*）が担当します。
- *2024年9月末現在



※上記の運用プロセスは2024年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ティー・ロウ・プライス・グループの情報を基に委託会社作成

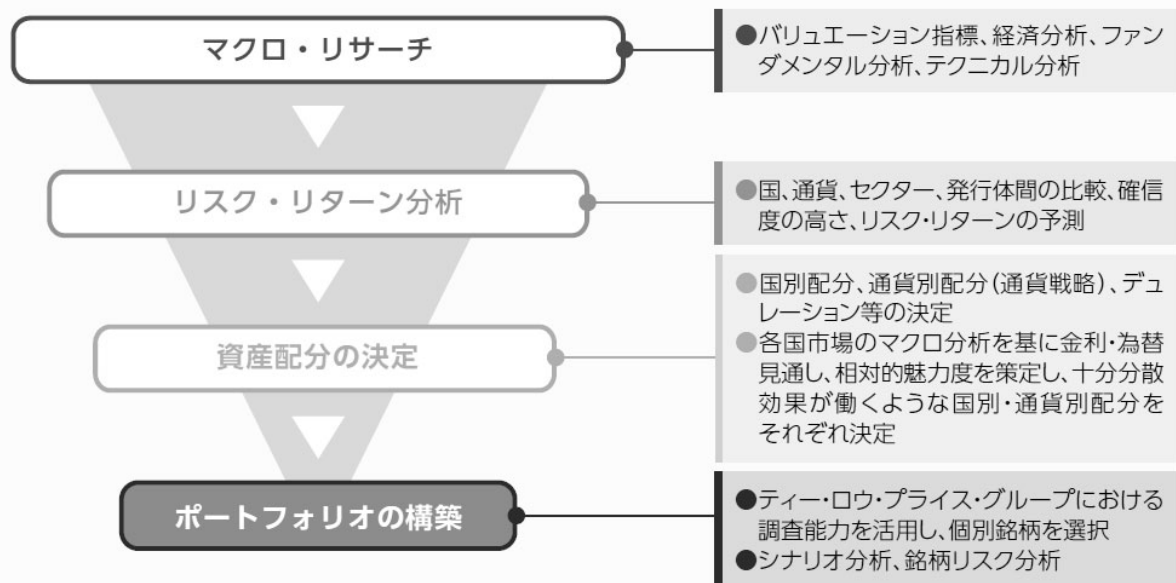
▶ インターナショナル債券マザーファンド

- 海外の公社債へ分散投資を行い、リスクの低減とグローバルな投資機会の獲得により信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。また、ベンチマーク構成国以外の国の債券へ投資を行うこともあります。
- 債券と為替の運用に関しては、異なる資産としてそれぞれ独立した運用を行い、世界債券および通貨の分散投資を図ります。
- 運用の指図に関する権限をティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに委託します。

[運用プロセス]

- マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが行います。
- グローバル国債運用戦略 ポートフォリオ運用チーム(ファンドマネージャー1名*、運用経験29年*)が担当します。

*2024年9月末現在



※上記の運用プロセスは2024年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ティー・ロウ・プライス・グループの情報を基に委託会社作成

マザーファンドの実質的な運用を行う運用会社について

■インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・グループが行います。

[ティー・ロウ・プライス・グループの概要]

会 社 概 要	●ティー・ロウ・プライス・グループは、1937年に設立された独立系の資産運用会社であり、グローバルに資産運用業務を行っています。 ●ティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S&P500インデックスの採用銘柄です。
拠 点	世界16カ国に25拠点を展開
従 業 員 数	7,929名(うち運用プロフェッショナル912名)
運用資産残高	約252兆円(約1兆5,691億米ドル)

(注) 2024年6月末現在、運用資産残高は1米ドル=160.86円で円換算
(出所) ティー・ロウ・プライス・グループの情報を基に委託会社作成

■ティー・ロウ・プライス・グループはTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同を表明し、SASB Allianceに加入しております。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい、以下同じ。)
 - 有価証券
 - デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限り、)
 - 金銭債権
 - 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された年金日本株式マザーファンド、年金日本債券マザーファンド、インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 株券または新株引受権証書
- 国債証券
- 地方債証券
- 特別の法律により法人の発行する債券
- 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特別目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

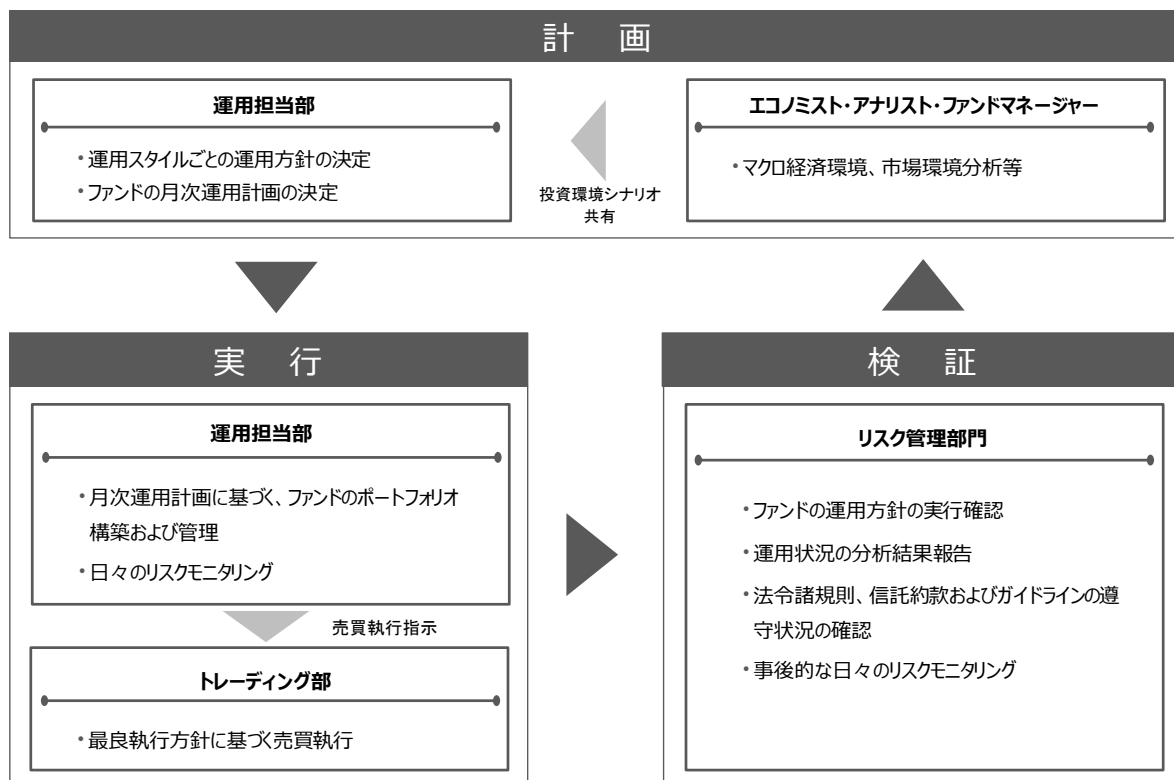
委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※当ファンドが主要投資対象とするインターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドの運用の主要部分は、委託会社からそれぞれマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクおよびティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが、投資一任契約（運用委託契約）およびそれに付随するガイドラインに従って行います。

インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドについて、委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入の管理、運用委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用委託先の運用状況（ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど）のモニタリング等を行います。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

運用委託先は、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、運用委託契約の継続可否を定期的に判断します。

【参考情報】ティー・ロウ・プライスの運用体制

ティー・ロウ・プライスでは、戦略ごとに、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。ファンドの運用に関する社内規則として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用するディーラー、ブローカー等に関しても方針を定め、取引コストや各ディーラー、ブローカー等との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき社内規則において、利益相反

管理にかかる方針や従業員取引にかかる規則等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が適正に評価されるよう担保しています。また、ティー・ロウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重大な影響を与えると判断する ESG 要素を考慮した投資を行っています。なお、投資判断を行う際に、結果として ESG 要素よりも他の投資に関する要素を優先する場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎年 11 月 19 日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ．株式等への投資制限

- （イ）委託会社は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、下記の割合を超えることとなる投資の指図をしません。

□大和住銀DC年金設計ファンド30……………信託財産の純資産総額の100分の40

□大和住銀DC年金設計ファンド50……………信託財産の純資産総額の100分の60

□大和住銀DC年金設計ファンド70……………信託財産の純資産総額の100分の80

*信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

- （ロ）委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．投資する株式等の範囲

- （イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所[※]に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3

号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

- (ロ)前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ、同一銘柄の株式等への投資制限

- (イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ、投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ、信用取引の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヘ、先物取引等の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ)委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ)委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ト、スワップ取引の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ) 金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ヘ) 為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

リ. 同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ. 有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- (ロ) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル. 公社債の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヲ. 公社債の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
- (ロ) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ワ. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、取得時において下記のとおりとします。

□大和住銀DC年金設計ファンド30……………信託財産の純資産総額の100分の25以内

□大和住銀DC年金設計ファンド50……………信託財産の純資産総額の100分の35以内

□大和住銀DC年金設計ファンド70……………信託財産の純資産総額の100分の40以内

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

カ. 外国為替予約の指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- (ロ) 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建

資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ) 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ヨ. デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

タ. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

レ. 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ソ. 受託会社による資金の立替え

- (イ) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ) 上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につ

き、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2）
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）

（年金日本株式マザーファンド）

（1）運用の基本方針

当ファンドは、わが国の株式へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（2）運用方法

①投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

- イ. T O P I X（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ロ. マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。
- ハ. デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 第 1 項で定めるものをいいます。）は、価格変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ニ. 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りします。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
13. 証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要

と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③ 1 から 5 までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。
 - イ. 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 - ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑨ スワップ取引は、以下の範囲で行います。
 - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑩ 金利先渡取引は、以下の範囲で行います。
 - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超え

ないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ. 委託会社は、金利先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(年金日本債券マザーファンド)

(1)運用の基本方針

当ファンドは、わが国の公社債へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(2)運用方法

①投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

イ. NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、デュレーション・コントロールを重視したアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

ロ. 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りします。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
7. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
8. 特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
9. 転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
12. 証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
13. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
14. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
15. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、9の証券または証書、11ならびに16の証券または証書のうち9の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、1から5までの証券および11ならびに16の証券または証書のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12の証券および13の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③1から5までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

①株式への投資割合には、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

②投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- ③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。
- イ. 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 - ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑦スワップ取引は、以下の範囲で行います。
- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑧金利先渡取引は、以下の範囲で行います。
- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑨デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ⑩一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協

会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(インターナショナル株式マザーファンド)

(1)運用の基本方針

当ファンドは、世界各国の株式へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(2)運用方法

①投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

- イ. MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ロ. 運用の指図に関する権限をティー・ロウ・プライス・アソシエーツ・インクに委託します。
- ハ. 国別資産配分に関しては、各国の経済成長率、金利、為替レート、金融政策、資金需給や各市場間の企業の相対的魅力度分析により決定されます。
- ニ. 銘柄選択については、個々の企業の経営戦略、業績予想等のファンダメンタル分析およびバリュエーションを考慮し、ボトムアップ・アプローチにより行います。
- ホ. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ヘ. 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用の指図

①委託会社（委託会社から運用の指図に係る権限を委託されたものを含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものおよび14の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

②委託会社は、信託金を、前記①の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③前記①にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記②1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

- ①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑧有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑫一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（インターナショナル債券マザーファンド）

(1)運用の基本方針

当ファンドは、日本を除く世界各国の公社債を中心に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

(2)運用方法

①投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

- イ. FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ロ. 債券と為替の運用に関しては、異なる資産としてそれぞれ独立した運用を行い、世界債券および通貨の分散投資を図ります。
- ハ. 運用の指図に関する権限をティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに委託します。
- ニ. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ホ. 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②委託会社（委託会社から運用の指図に係る権限を委託されたものを含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りません。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特別目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、6の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち6の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、1から5までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

①株式への投資割合には、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

②同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

③同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

④投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑦スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑩一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

(ハ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ニ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(ホ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) ファンド固有の留意点

資産および投資先の配分について

当ファンドの実質的な資産配分は、基本的な資産配分比率と乖離を生じる場合があります。この結果、運用成果は、基本資産配分で運用を行った場合を上回ったり下回ったりすることがありますので、ご留意ください。

(ロ) 投資信託に関する留意点

・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンド

を投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ハ) 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

[参考情報] ティー・ロウ・プライスのリスク管理体制

ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。リスクをさまざまな側面から捉え、内在するリスクの種類を識別・把握し、多面的に管理するため、運用部門から独立したリスク管理部門を組織しております。リスク管理部門には運用リスク担当の専門チームを配置し、運用チームを主にデータ分析面でサポートし、さらに流動性リスク等の運用リスクのモニタリングも行っています。運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタ

リングを行っています。

さらに、ティー・ロウ・プライス・グループ組織全体のリスク管理に関する方針設定および実態の把握のために、リスクを監督する委員会を設置しています。当該委員会は、ティー・ロウ・プライス・グループのリスク管理部門の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー他、主要部門の責任者で構成され、運用にかかるリスク、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスク等について、全社的な観点から監督します。

業務委託先の選定にあたっては、選定にかかる方針を定めており、必要に応じて面談や質問票への回答を求めるなどして選考を行うとともに、社内の管理担当者を定めて継続モニタリングを行います。

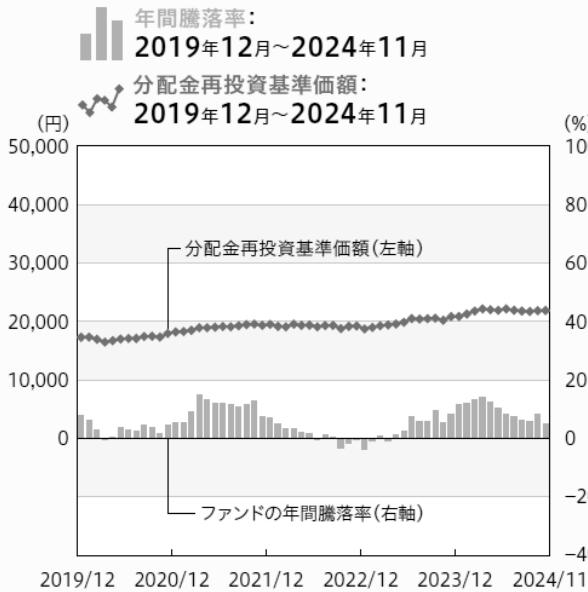
(参考情報) 投資リスクの定量的比較

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■年金設計30



■年金設計50



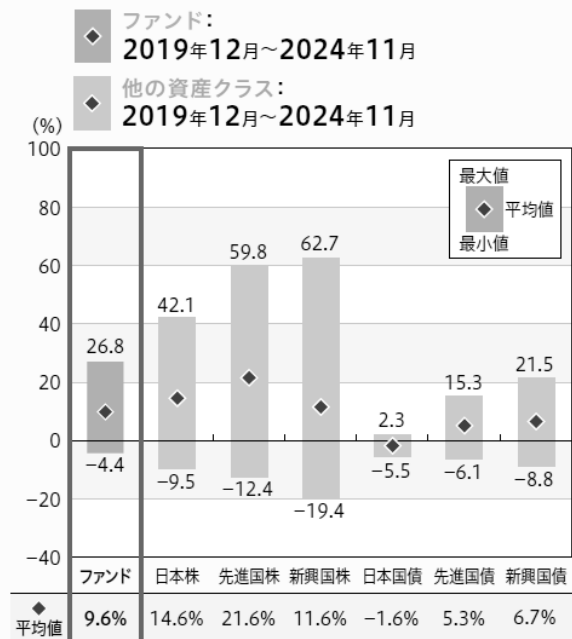
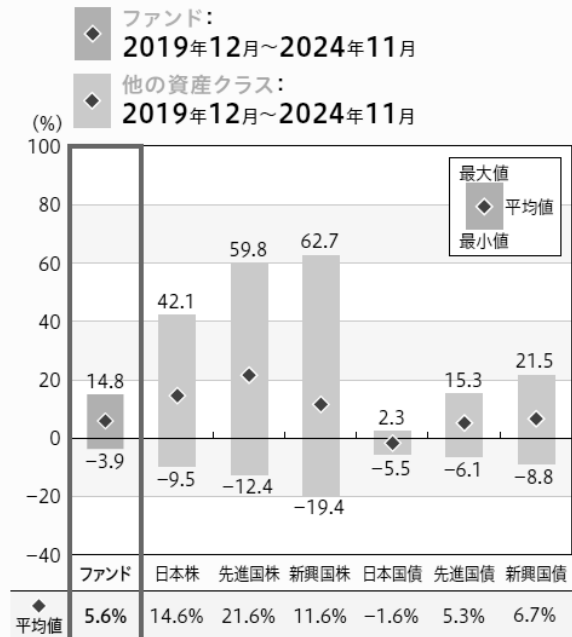
※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■年金設計70

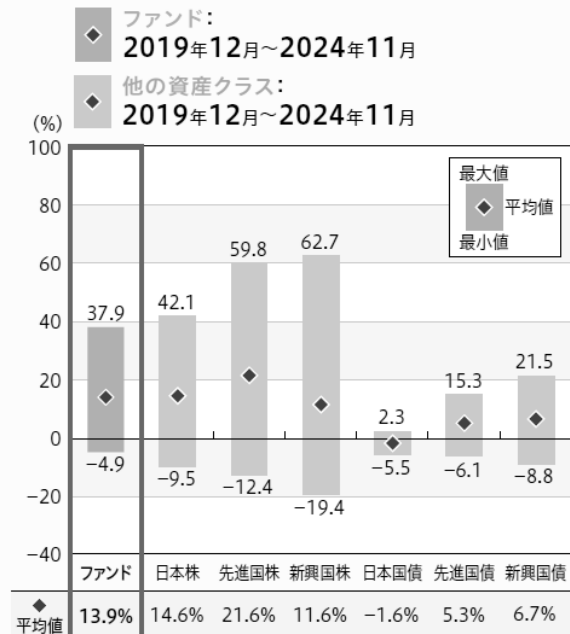


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

<信託報酬率およびその配分>

ファンド	信託報酬率	配分（税抜き）		
		委託会社	販売会社	受託会社
年金設計30	年0.99% (税抜き0.90%)	年0.42%	年0.40%	年0.08%
年金設計50	年1.21% (税抜き1.10%)	年0.52%	年0.50%	年0.08%
年金設計70	年1.43% (税抜き1.30%)	年0.62%	年0.60%	年0.08%

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

※委託会社の報酬には、以下の運用の指図の委託先への報酬の合計額が含まれます。

- ・インターナショナル株式マザーファンドの組入評価額に対して年0.51%を乗じた額
- ・インターナショナル債券マザーファンドの組入評価額に対して年0.36%を乗じた額

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

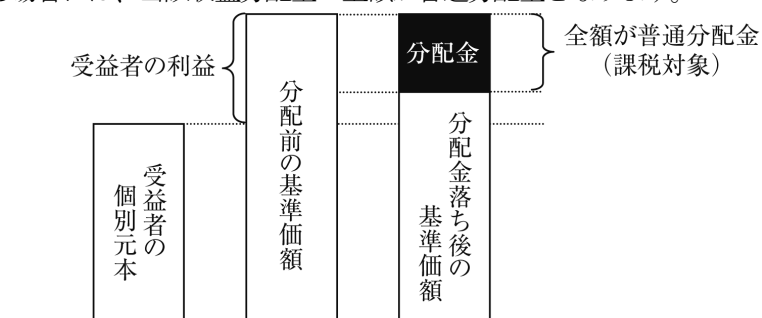
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

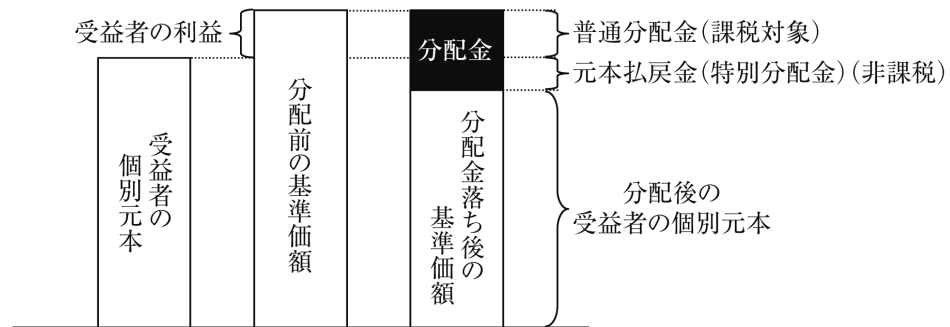
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（E T F）、上場不動産投資信託（R E I T）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2024 年 11 月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2023年11月21日～2024年11月19日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
年金設計30	1.01%	0.99%	0.02%
年金設計50	1.24%	1.21%	0.03%
年金設計70	1.46%	1.43%	0.03%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

大和住銀DC年金設計ファンド30

2024年11月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	4,384,494,148	100.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△568,630	△0.01
合計（純資産総額）		4,383,925,518	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

大和住銀DC年金設計ファンド50

2024年11月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	10,670,576,610	100.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△1,801,603	△0.02
合計（純資産総額）		10,668,775,007	100.00

大和住銀DC年金設計ファンド70

2024年11月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	12,029,571,795	100.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△2,905,038	△0.02
合計（純資産総額）		12,026,666,757	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

大和住銀DC年金設計ファンド30

イ 主要投資銘柄

2024年11月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価	評価額 (円)	投資 比率
----------	----	-----	----	-------------	-------------	-----------	------------	----------

						(円)		(%)
日本	親投資 信託受 益証券	年金日本債券マザーファンド	2,026,184,254	1.2052	2,441,963,023	1.2075	2,446,617,486	55.81
日本	親投資 信託受 益証券	年金日本株式マザーファンド	232,064,318	5.5437	1,286,501,066	5.5221	1,281,482,370	29.23
日本	親投資 信託受 益証券	インターナショナル債券マザーファンド	123,371,322	3.4692	428,001,097	3.4176	421,633,830	9.62
日本	親投資 信託受 益証券	インターナショナル株式マザーファンド	18,200,884	12.9076	234,929,057	12.8983	234,760,462	5.36

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.01
合 計	100.01

大和住銀DC年金設計ファンド50

イ 主要投資銘柄

2024年11月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	年金日本株式マザーファンド	763,556,101	5.5438	4,232,965,019	5.5221	4,216,433,145	39.52
日本	親投資 信託受 益証券	年金日本債券マザーファンド	3,161,028,901	1.2052	3,809,682,207	1.2075	3,816,942,397	35.78
日本	親投資 信託受 益証券	インターナショナル株式マザーファンド	127,961,342	12.9075	1,651,664,687	12.8983	1,650,483,777	15.47
日本	親投資 信託受 益証券	インターナショナル債券マザーファンド	288,716,436	3.4692	1,001,620,405	3.4176	986,717,291	9.25

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.02
合 計	100.02

大和住銀DC年金設計ファンド70

イ 主要投資銘柄

2024年11月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	年金日本株式マザーファンド	1,081,655,995	5.5438	5,996,443,384	5.5221	5,973,012,569	49.66
日本	親投資 信託受 益証券	インターナショナル株式マザーファンド	189,156,419	12.9075	2,441,532,379	12.8983	2,439,796,239	20.29
日本	親投資 信託受 益証券	年金日本債券マザーファンド	2,012,814,206	1.2052	2,425,848,303	1.2075	2,430,473,153	20.21
日本	親投資 信託受 益証券	インターナショナル債券マザーファンド	347,111,960	3.4692	1,204,216,179	3.4176	1,186,289,834	9.86

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.02
合 計	100.02

②【投資不動産物件】

大和住銀DC年金設計ファンド30

該当事項はありません。

大和住銀DC年金設計ファンド50

該当事項はありません。

大和住銀DC年金設計ファンド70

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

大和住銀DC年金設計ファンド30

該当事項はありません。

大和住銀DC年金設計ファンド50

該当事項はありません。

大和住銀DC年金設計ファンド70

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

大和住銀DC年金設計ファンド30

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14期 (2015年11月19日)	3,078,782,579	3,078,782,579	15,402	15,402
第15期 (2016年11月21日)	3,200,694,792	3,200,694,792	15,197	15,197
第16期 (2017年11月20日)	3,443,277,170	3,443,277,170	16,550	16,550
第17期 (2018年11月19日)	3,339,411,732	3,339,411,732	16,297	16,297
第18期 (2019年11月19日)	3,542,052,292	3,542,052,292	17,123	17,123
第19期 (2020年11月19日)	3,723,266,105	3,723,266,105	17,826	17,826
第20期 (2021年11月19日)	4,117,876,215	4,117,876,215	19,632	19,632
第21期 (2022年11月21日)	3,978,962,987	3,978,962,987	19,228	19,228
第22期 (2023年11月20日)	4,281,394,846	4,281,394,846	20,790	20,790
第23期 (2024年11月19日)	4,382,525,765	4,382,525,765	21,931	21,931
2023年11月末日	4,291,289,958	—	20,831	—
12月末日	4,238,508,531	—	20,852	—
2024年1月末日	4,315,018,897	—	21,275	—
2月末日	4,408,887,049	—	21,778	—
3月末日	4,476,959,931	—	22,136	—
4月末日	4,434,126,344	—	22,001	—
5月末日	4,434,235,721	—	21,907	—
6月末日	4,486,322,756	—	22,152	—
7月末日	4,419,219,779	—	21,905	—
8月末日	4,378,688,449	—	21,775	—
9月末日	4,355,240,684	—	21,708	—
10月末日	4,395,001,410	—	21,853	—

11 月末日	4,383,925,518	-	21,890	-
--------	---------------	---	--------	---

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

大和住銀DC年金設計ファンド50

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 14 期 (2015 年 11 月 19 日)	6,353,543,009	6,353,543,009	18,305	18,305
第 15 期 (2016 年 11 月 21 日)	6,489,688,868	6,489,688,868	17,757	17,757
第 16 期 (2017 年 11 月 20 日)	7,205,526,822	7,205,526,822	20,382	20,382
第 17 期 (2018 年 11 月 19 日)	7,065,208,811	7,065,208,811	19,860	19,860
第 18 期 (2019 年 11 月 19 日)	7,464,387,467	7,464,387,467	21,086	21,086
第 19 期 (2020 年 11 月 19 日)	7,990,761,978	7,990,761,978	22,458	22,458
第 20 期 (2021 年 11 月 19 日)	9,181,898,872	9,181,898,872	26,226	26,226
第 21 期 (2022 年 11 月 21 日)	8,971,783,889	8,971,783,889	25,550	25,550
第 22 期 (2023 年 11 月 20 日)	10,137,722,940	10,137,722,940	29,073	29,073
第 23 期 (2024 年 11 月 19 日)	10,686,313,607	10,686,313,607	32,068	32,068
2023 年 11 月末日	10,158,723,303	-	29,123	-
12 月末日	10,096,207,510	-	29,128	-
2024 年 1 月末日	10,442,357,670	-	30,209	-
2 月末日	10,769,830,657	-	31,362	-
3 月末日	10,964,761,747	-	32,226	-
4 月末日	10,855,034,706	-	32,115	-
5 月末日	10,875,106,309	-	32,147	-
6 月末日	11,018,311,270	-	32,711	-
7 月末日	10,734,314,763	-	31,967	-
8 月末日	10,561,417,061	-	31,474	-
9 月末日	10,468,815,811	-	31,331	-
10 月末日	10,646,267,212	-	31,794	-
11 月末日	10,668,775,007	-	31,981	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

大和住銀DC年金設計ファンド70

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 14 期 (2015 年 11 月 19 日)	5,782,844,185	5,782,844,185	22,272	22,272
第 15 期 (2016 年 11 月 21 日)	5,606,043,967	5,606,043,967	20,638	20,638
第 16 期 (2017 年 11 月 20 日)	6,553,268,444	6,553,268,444	24,796	24,796
第 17 期 (2018 年 11 月 19 日)	6,353,963,052	6,353,963,052	23,947	23,947

第 18 期	(2019 年 11 月 19 日)	6,778,366,283	6,778,366,283	25,784	25,784
第 19 期	(2020 年 11 月 19 日)	7,299,998,600	7,299,998,600	27,923	27,923
第 20 期	(2021 年 11 月 19 日)	9,073,172,179	9,073,172,179	34,548	34,548
第 21 期	(2022 年 11 月 21 日)	9,007,950,257	9,007,950,257	33,848	33,848
第 22 期	(2023 年 11 月 20 日)	10,712,952,143	10,712,952,143	40,506	40,506
第 23 期	(2024 年 11 月 19 日)	12,066,646,769	12,066,646,769	46,371	46,371
2023 年 11 月末日		10,725,307,767	-	40,575	-
12 月末日		10,695,670,066	-	40,518	-
2024 年 1 月末日		11,266,517,419	-	42,751	-
2 月末日		11,844,731,057	-	44,963	-
3 月末日		12,277,597,350	-	46,683	-
4 月末日		12,194,378,076	-	46,541	-
5 月末日		12,283,675,246	-	46,917	-
6 月末日		12,542,242,051	-	47,918	-
7 月末日		12,177,942,055	-	46,593	-
8 月末日		11,800,847,227	-	45,166	-
9 月末日		11,708,283,693	-	44,876	-
10 月末日		11,935,693,063	-	45,770	-
11 月末日		12,026,666,757	-	46,204	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

大和住銀DC年金設計ファンド30

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 14 期	2014 年 11 月 20 日～2015 年 11 月 19 日	0
第 15 期	2015 年 11 月 20 日～2016 年 11 月 21 日	0
第 16 期	2016 年 11 月 22 日～2017 年 11 月 20 日	0
第 17 期	2017 年 11 月 21 日～2018 年 11 月 19 日	0
第 18 期	2018 年 11 月 20 日～2019 年 11 月 19 日	0
第 19 期	2019 年 11 月 20 日～2020 年 11 月 19 日	0
第 20 期	2020 年 11 月 20 日～2021 年 11 月 19 日	0
第 21 期	2021 年 11 月 20 日～2022 年 11 月 21 日	0
第 22 期	2022 年 11 月 22 日～2023 年 11 月 20 日	0
第 23 期	2023 年 11 月 21 日～2024 年 11 月 19 日	0

大和住銀DC年金設計ファンド50

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 14 期	2014 年 11 月 20 日～2015 年 11 月 19 日	0
第 15 期	2015 年 11 月 20 日～2016 年 11 月 21 日	0

第16期	2016年11月22日～2017年11月20日	0
第17期	2017年11月21日～2018年11月19日	0
第18期	2018年11月20日～2019年11月19日	0
第19期	2019年11月20日～2020年11月19日	0
第20期	2020年11月20日～2021年11月19日	0
第21期	2021年11月20日～2022年11月21日	0
第22期	2022年11月22日～2023年11月20日	0
第23期	2023年11月21日～2024年11月19日	0

大和住銀DC年金設計ファンド70

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第14期	2014年11月20日～2015年11月19日	0
第15期	2015年11月20日～2016年11月21日	0
第16期	2016年11月22日～2017年11月20日	0
第17期	2017年11月21日～2018年11月19日	0
第18期	2018年11月20日～2019年11月19日	0
第19期	2019年11月20日～2020年11月19日	0
第20期	2020年11月20日～2021年11月19日	0
第21期	2021年11月20日～2022年11月21日	0
第22期	2022年11月22日～2023年11月20日	0
第23期	2023年11月21日～2024年11月19日	0

③【収益率の推移】

大和住銀DC年金設計ファンド30

	収益率（％）
第14期	5.1
第15期	△1.3
第16期	8.9
第17期	△1.5
第18期	5.1
第19期	4.1
第20期	10.1
第21期	△2.1
第22期	8.1
第23期	5.5

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

大和住銀DC年金設計ファンド50

	収益率 (%)
第14期	7.3
第15期	△3.0
第16期	14.8
第17期	△2.6
第18期	6.2
第19期	6.5
第20期	16.8
第21期	△2.6
第22期	13.8
第23期	10.3

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

大和住銀DC年金設計ファンド70

	収益率 (%)
第14期	9.6
第15期	△7.3
第16期	20.1
第17期	△3.4
第18期	7.7
第19期	8.3
第20期	23.7
第21期	△2.0
第22期	19.7
第23期	14.5

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

大和住銀DC年金設計ファンド30

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第14期	309,826,201	338,796,477
第15期	246,561,526	139,449,347
第16期	190,729,547	216,357,431
第17期	177,042,330	208,423,587
第18期	196,902,639	177,424,115
第19期	245,058,103	225,002,927

第 20 期	217,980,831	209,133,099
第 21 期	179,913,990	208,021,969
第 22 期	170,398,661	180,388,185
第 23 期	168,467,579	229,529,212

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

大和住銀DC年金設計ファンド50

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 14 期	476,375,260	487,502,605
第 15 期	387,981,906	204,065,383
第 16 期	285,008,907	404,550,713
第 17 期	275,769,053	253,513,096
第 18 期	280,300,218	297,760,580
第 19 期	315,558,978	297,549,523
第 20 期	282,153,008	339,151,882
第 21 期	267,539,496	257,050,361
第 22 期	243,210,709	267,695,157
第 23 期	213,446,383	368,031,435

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

大和住銀DC年金設計ファンド70

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第 14 期	468,485,032	475,360,148
第 15 期	345,149,754	225,264,310
第 16 期	291,843,926	365,295,752
第 17 期	287,709,097	277,289,617
第 18 期	258,694,020	283,051,401
第 19 期	325,599,540	340,250,275
第 20 期	340,307,488	328,348,522
第 21 期	302,998,070	267,970,527
第 22 期	285,706,766	302,192,045
第 23 期	262,304,104	304,887,845

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

年金日本株式マザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
-------	------	-------------	-------------

株式	日本	147,733,293,760	97.84
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,261,876,075	2.16
合計（純資産総額）		150,995,169,835	100.00

年金日本債券マザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	55,227,505,950	51.56
地方債証券	日本	562,412,400	0.53
特殊債券	日本	1,036,785,905	0.97
社債券	日本	34,482,760,395	32.20
	アメリカ	496,480,000	0.46
	小計	34,979,240,395	32.66
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	15,297,007,244	14.28
合計（純資産総額）		107,102,951,894	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
債券先物取引	買建	日本	13,447,640,000	12.56
合計	買建	-	13,447,640,000	12.56

インターナショナル株式マザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	215,812,701,209	70.54
	イギリス	15,810,647,040	5.17
	ドイツ	14,525,275,354	4.75
	台湾	12,292,426,184	4.02
	オランダ	10,683,881,908	3.49
	スイス	7,594,067,945	2.48
	インド	6,476,866,286	2.12
	韓国	4,032,962,804	1.32
	インドネシア	3,629,939,474	1.19
	カナダ	3,587,164,778	1.17
	ケイマン諸島	3,332,588,617	1.09
	イタリア	2,910,791,884	0.95
	スウェーデン	28,141,788	0.01
	小計	300,717,455,271	98.29
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	5,233,444,253	1.71
合計（純資産総額）		305,950,899,524	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	1,223,401,578	0.40
為替予約取引	売建	-	23,347,890	△0.01

インターナショナル債券マザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	アメリカ	2,259,639,324	30.47
	ドイツ	1,568,993,742	21.16
	フランス	613,891,177	8.28
	イギリス	512,185,129	6.91
	中国	474,664,222	6.40
	イタリア	351,291,586	4.74
	スペイン	233,428,025	3.15
	ポーランド	96,330,209	1.30
	ニュージーランド	75,250,405	1.01
	オランダ	70,768,793	0.95
	メキシコ	67,102,963	0.90
	オーストリア	41,065,259	0.55
	チリ	33,334,378	0.45
	シンガポール	24,807,475	0.33
	リトアニア	17,960,482	0.24
	ラトヴィア	16,600,898	0.22
	スウェーデン	9,105,397	0.12
	スロヴェニア	3,056,448	0.04
	小計	6,469,475,912	87.24
地方債証券	カナダ	26,454,176	0.36
特殊債券	国際機関	172,783,793	2.33
	ドイツ	69,175,795	0.93
	韓国	30,108,204	0.41
	オーストラリア	13,785,486	0.19
	小計	285,853,278	3.85
社債券	シンガポール	41,766,149	0.56
	ルクセンブルグ	30,208,597	0.41
	ケイマン諸島	28,685,822	0.39
	アラブ首長国連邦	26,176,001	0.35
	メキシコ	11,047,847	0.15
	小計	137,884,416	1.86
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	495,874,462	6.69

合計（純資産総額）	7,415,542,244	100.00
-----------	---------------	--------

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
債券先物取引	買建	イギリス	36,643,526	0.49
債券先物取引	買建	ドイツ	299,483,856	4.04
債券先物取引	買建	アメリカ	780,986,303	10.53
債券先物取引	買建	オーストラリア	465,169,913	6.27
合計	買建	-	1,582,283,598	21.34
債券先物取引	売建	ドイツ	117,561,240	△1.59
債券先物取引	売建	イタリア	116,792,304	△1.57
合計	売建	-	234,353,544	△3.16

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	3,611,652,722	48.70
為替予約取引	売建	-	3,293,082,205	△44.41

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

年金日本株式マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2024 年 11 月 29 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	みずほフィナン シャルグループ	銀行業	1,973,500	2,990.48	5,901,720,966	3,784.00	7,467,724,000	4.95
日本	株式	ソフトバンクグ ループ	情報・通 信業	742,300	6,990.96	5,189,389,111	8,936.00	6,633,192,800	4.39
日本	株式	T D K	電気機器	3,434,700	1,464.33	5,029,526,504	1,929.00	6,625,536,300	4.39
日本	株式	三菱ＵＦＪフィ ナンシャル・グ ループ	銀行業	3,631,400	1,380.65	5,013,681,314	1,792.00	6,507,468,800	4.31
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	2,038,700	3,003.27	6,122,769,309	2,551.50	5,201,743,050	3.44
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,705,800	2,801.79	4,779,293,143	3,007.00	5,129,340,600	3.40
日本	株式	富士電機	電気機器	460,700	7,328.87	3,376,408,845	8,423.00	3,880,476,100	2.57
日本	株式	日本電信電話	情報・通 信業	24,865,600	183.65	4,566,635,474	153.40	3,814,383,040	2.53
日本	株式	スズキ	輸送用機 器	2,361,700	1,624.27	3,836,041,531	1,586.50	3,746,837,050	2.48
日本	株式	B I P R O G Y	情報・通 信業	791,500	4,344.52	3,438,690,079	4,660.00	3,688,390,000	2.44
日本	株式	三和ホールディ ングス	金属製品	815,300	2,348.11	1,914,412,914	4,509.00	3,676,187,700	2.43
日本	株式	東京海上ホール ディングス	保険業	640,900	5,500.20	3,525,078,602	5,564.00	3,565,967,600	2.36

日本	株式	SOMPOホールディングス	保険業	843,200	2,940.95	2,479,812,664	3,946.00	3,327,267,200	2.20
日本	株式	日本郵船	海運業	682,600	4,795.15	3,273,167,461	4,796.00	3,273,749,600	2.17
日本	株式	東洋水産	食料品	302,500	8,123.38	2,457,322,785	10,505.00	3,177,762,500	2.10
日本	株式	良品計画	小売業	1,035,000	2,532.96	2,621,609,265	3,070.00	3,177,450,000	2.10
日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	283,200	12,116.17	3,431,298,783	11,150.00	3,157,680,000	2.09
日本	株式	日本電気	電気機器	229,500	9,446.68	2,168,011,959	12,745.00	2,924,977,500	1.94
日本	株式	東映	情報・通信業	418,900	4,068.00	1,704,085,200	6,360.00	2,664,204,000	1.76
日本	株式	積水ハウス	建設業	717,300	3,638.75	2,610,074,258	3,540.00	2,539,242,000	1.68
日本	株式	東京建物	不動産業	978,000	2,261.95	2,212,188,977	2,586.50	2,529,597,000	1.68
日本	株式	日立製作所	電気機器	609,900	2,542.40	1,550,612,772	3,751.00	2,287,734,900	1.52
日本	株式	小松製作所	機械	549,100	4,251.41	2,334,447,208	4,026.00	2,210,676,600	1.46
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	755,100	2,483.05	1,874,951,085	2,886.00	2,179,218,600	1.44
日本	株式	大林組	建設業	1,007,600	1,519.42	1,530,969,324	2,135.00	2,151,226,000	1.42
日本	株式	ニチレイ	食料品	489,400	3,613.29	1,768,346,560	4,302.00	2,105,398,800	1.39
日本	株式	長谷工コーポレーション	建設業	1,005,000	1,902.55	1,912,061,216	2,011.50	2,021,557,500	1.34
日本	株式	日本郵政	サービス業	1,274,700	1,515.13	1,931,341,966	1,499.50	1,911,412,650	1.27
日本	株式	ダイセル	化学	1,442,700	1,456.62	2,101,460,235	1,324.50	1,910,856,150	1.27
日本	株式	セーレン	繊維製品	641,600	2,502.00	1,605,283,200	2,764.00	1,773,382,400	1.17

ロ 種類別・業種別投資比率

2024年11月29日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式（国内）	鉱業	0.73
	建設業	5.55
	食料品	4.06
	繊維製品	1.17
	化学	2.37
	医薬品	0.80
	石油・石炭製品	1.86
	ゴム製品	0.42
	鉄鋼	0.98
	非鉄金属	2.15
	金属製品	2.81
	機械	2.98
	電気機器	16.24
	輸送用機器	8.50
	精密機器	0.56
	その他製品	1.47
	電気・ガス業	1.15
	陸運業	0.09

	海運業	2.17
	情報・通信業	11.46
	卸売業	3.42
	小売業	3.19
	銀行業	13.91
	証券、商品先物取引業	0.93
	保険業	5.03
	不動産業	1.95
	サービス業	1.87
合 計		97.84

年金日本債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2024 年 11 月 29 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債 証券	4 6 6 2 年国債	7,540,000,000	100.00	7,540,133,300	99.83	7,527,106,600	0.500	2026/11/01	7.03
日本	国債 証券	4 6 4 2 年国債	7,360,000,000	100.05	7,363,874,800	99.69	7,337,036,800	0.400	2026/09/01	6.85
日本	国債 証券	1 9 0 2 0 年国債	3,420,000,000	98.76	3,377,656,000	99.28	3,395,205,000	1.800	2044/09/20	3.17
日本	国債 証券	4 6 5 2 年国債	2,710,000,000	99.94	2,708,316,000	99.67	2,700,921,500	0.400	2026/10/01	2.52
日本	国債 証券	3 7 6 1 0 年国債	2,360,000,000	99.01	2,336,525,200	98.67	2,328,541,200	0.900	2034/09/20	2.17
日本	社債 券	2 武田薬 品劣後 F R	1,800,000,000	100.39	1,807,049,000	100.10	1,801,814,400	1.934	2084/06/25	1.68
日本	国債 証券	8 2 3 0 年国債	1,630,000,000	96.07	1,566,007,100	90.69	1,478,295,900	1.800	2054/03/20	1.38
日本	国債 証券	1 6 8 2 0 年国債	1,630,000,000	87.28	1,422,743,600	86.34	1,407,325,700	0.400	2039/03/20	1.31
日本	国債 証券	1 8 9 2 0 年国債	1,340,000,000	101.88	1,365,187,700	101.23	1,356,428,400	1.900	2044/06/20	1.27
日本	国債 証券	1 8 6 2 0 年国債	1,230,000,000	100.00	1,230,000,000	95.58	1,175,683,200	1.500	2043/09/20	1.10
日本	国債 証券	1 8 8 2 0 年国債	1,200,000,000	96.46	1,157,577,200	96.58	1,158,984,000	1.600	2044/03/20	1.08
日本	国債 証券	1 7 1 5 年国債	1,170,000,000	99.65	1,165,959,500	98.66	1,154,263,500	0.400	2029/06/20	1.08
日本	国債 証券	1 6 9 2 0 年国債	1,350,000,000	85.77	1,157,895,000	84.61	1,142,208,000	0.300	2039/06/20	1.07
日本	国債 証券	4 6 3 2 年国債	1,110,000,000	100.08	1,110,861,000	99.71	1,106,792,100	0.400	2026/08/01	1.03
日本	国債 証券	1 6 7 2 0 年国債	1,200,000,000	90.27	1,083,199,200	88.09	1,057,068,000	0.500	2038/12/20	0.99

日本	国債証券	8 0 3 0 年国債	1,160,000,000	100.19	1,162,204,000	91.02	1,055,855,200	1.800	2053/09/20	0.99
日本	国債証券	6 7 3 0 年国債	1,470,000,000	74.56	1,096,079,100	70.32	1,033,748,100	0.600	2050/06/20	0.97
日本	国債証券	1 7 3 5 年国債	970,000,000	99.95	969,526,000	99.44	964,597,100	0.600	2029/09/20	0.90
日本	国債証券	1 6 6 2 0年国債	1,050,000,000	93.95	986,464,500	91.06	956,140,500	0.700	2038/09/20	0.89
日本	社債券	1 7 みずほ F G 劣後 F R	900,000,000	100.00	900,000,000	99.59	896,336,100	1.966	-	0.84
日本	国債証券	1 6 4 2 0年国債	1,000,000,000	91.57	915,658,000	89.46	894,600,000	0.500	2038/03/20	0.84
日本	社債券	1 3 日本 航空	900,000,000	100.00	900,000,000	98.71	888,434,100	1.634	2034/05/23	0.83
日本	国債証券	6 0 3 0 年国債	1,030,000,000	84.13	866,539,000	78.77	811,320,700	0.900	2048/09/20	0.76
日本	国債証券	7 8 3 0 年国債	975,000,000	91.39	891,091,500	83.01	809,328,000	1.400	2053/03/20	0.76
日本	国債証券	1 8 5 2 0年国債	880,000,000	93.57	823,416,000	89.58	788,312,800	1.100	2043/06/20	0.74
日本	国債証券	1 7 1 2 0年国債	930,000,000	84.88	789,372,000	83.62	777,693,900	0.300	2039/12/20	0.73
日本	国債証券	1 7 4 0 年国債	780,000,000	96.13	749,802,400	91.60	714,487,800	2.200	2064/03/20	0.67
日本	国債証券	1 7 9 2 0年国債	850,000,000	85.78	729,087,500	82.72	703,086,000	0.500	2041/12/20	0.66
日本	社債券	5 6 9 東 北電力	700,000,000	100.00	700,000,000	100.02	700,149,800	1.442	2033/11/25	0.65
日本	社債券	2 2 0 オ リックス	700,000,000	100.07	700,520,100	98.88	692,169,100	0.723	2028/11/29	0.65

ロ 種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	51.56
地方債証券	0.53
特殊債券	0.97
社債券	32.66
合 計	85.72

インターナショナル株式マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2024年11月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
----------	----	-----	----	----	-------------	-------------	------------------	------------	-----------------

アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	125,139	134,059.45	16,776,065,634	118,811.76	14,867,984,909	4.86
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	211,804	68,237.20	14,452,911,481	63,761.51	13,504,943,414	4.41
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	657,708	19,189.52	12,621,101,663	20,401.15	13,418,000,616	4.39
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	404,532	29,656.72	11,997,090,263	31,013.25	12,545,851,078	4.10
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	2,143,000	4,643.79	9,951,652,683	4,653.95	9,973,423,422	3.26
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	278,717	34,102.55	9,504,961,023	35,413.35	9,870,302,170	3.23
アメリカ	株式	CONOCOPHILLIPS	エネルギー	604,196	16,854.70	10,183,542,886	16,187.97	9,780,705,876	3.20
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,255,749	6,255.96	7,855,920,857	7,200.85	9,042,459,935	2.96
イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・パーソナル用品	919,963	9,138.36	8,406,948,648	9,057.48	8,332,543,713	2.72
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	88,932	81,325.47	7,232,436,997	85,801.21	7,630,473,029	2.49
イギリス	株式	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	金融サービス	349,304	18,061.39	6,308,917,079	21,408.58	7,478,103,326	2.44
アメリカ	株式	KENVUE INC	家庭用品・パーソナル用品	1,843,879	3,359.98	6,195,388,922	3,637.36	6,706,844,712	2.19

アメリカ	株式	SCHWAB (CHARLES) CORP	金融サ ービス	535, 942	10, 773. 20	5, 773, 813, 033	12, 451. 12	6, 673, 080, 298	2. 18
オランダ	株式	ADYEN NV	金融サ ービス	29, 573	190, 156. 05	5, 623, 484, 972	218, 486. 08	6, 461, 288, 843	2. 11
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルス ケア機 器・サ ービス	69, 937	83, 570. 89	5, 844, 697, 193	91, 707. 20	6, 413, 726, 530	2. 10
ドイツ	株式	SAP SE	ソフト ウェア・サ ービス	168, 179	31, 247. 88	5, 255, 236, 945	35, 207. 08	5, 921, 091, 507	1. 94
アメリカ	株式	TESLA INC	自動 車・自 動車部 品	109, 212	35, 764. 52	3, 905, 914, 282	50, 179. 84	5, 480, 240, 533	1. 79
アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	462, 515	10, 392. 90	4, 806, 873, 821	10, 575. 92	4, 891, 520, 898	1. 60
アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導 体・半 導体製 造装置	226, 856	22, 491. 55	5, 102, 343, 025	20, 536. 82	4, 658, 900, 293	1. 52
アメリカ	株式	DEERE & CO	資本財	63, 511	60, 572. 62	3, 847, 027, 903	70, 244. 84	4, 461, 320, 033	1. 46
ドイツ	株式	SARTORIUS AG- VORZUG	医薬 品・バ イオテ クノー ロジー・ ライフ サイエ ンス	124, 615	36, 650. 02	4, 567, 142, 759	35, 230. 96	4, 390, 306, 080	1. 43
ドイツ	株式	INFINEON TECHNOLOGIES AG	半導 体・半 導体製 造装置	884, 514	5, 380. 55	4, 759, 170, 512	4, 764. 06	4, 213, 877, 766	1. 38
スイス	株式	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	耐久消 費財・ アパレ ル	201, 809	23, 192. 71	4, 680, 497, 149	20, 722. 78	4, 182, 042, 701	1. 37
アメリカ	株式	REPLIGEN CORP	医薬 品・バ イオテ クノー ロジー・ ライフ サイエ ンス	184, 541	22, 818. 84	4, 211, 011, 388	22, 609. 49	4, 172, 378, 373	1. 36
アメリカ	株式	RELIANCE INC	素材	85, 580	43, 486. 25	3, 721, 552, 978	48, 625. 71	4, 161, 388, 193	1. 36

アメリカ	株式	TRADEWEB MARKETS INC- CLASS A	金融サ ービス	202, 027	16, 052. 73	3, 243, 085, 206	20, 506. 67	4, 142, 900, 939	1. 35
アメリカ	株式	CONSTELLATION ENERGY	公益事 業	108, 258	33, 071. 39	3, 580, 242, 726	38, 196. 01	4, 135, 023, 499	1. 35
アメリカ	株式	OLD DOMINION FREIGHT LINE	運輸	121, 641	28, 634. 71	3, 483, 154, 348	33, 782. 34	4, 109, 317, 790	1. 34
アメリカ	株式	HUBSPOT INC	ソフト ウェア・サ ービス	37, 543	84, 990. 18	3, 190, 786, 223	108, 948. 84	4, 090, 266, 390	1. 34
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導 体・半 導体製 造装置	231, 367	22, 696. 30	5, 251, 175, 538	17, 431. 02	4, 032, 962, 804	1. 32

ロ 種類別・業種別投資比率

2024 年 11 月 29 日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式（外国）	エネルギー	5. 05
	素材	2. 17
	資本財	4. 14
	商業・専門サービス	0. 89
	運輸	2. 17
	自動車・自動車部品	1. 79
	耐久消費財・アパレル	2. 32
	消費者サービス	1. 89
	一般消費財・サービス流通・小売り	7. 06
	生活必需品流通・小売り	0. 38
	食品・飲料・タバコ	0. 37
	家庭用品・パーソナル用品	4. 92
	ヘルスケア機器・サービス	3. 68
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエ ンス	7. 66
	銀行	7. 86
	金融サービス	10. 61
	ソフトウェア・サービス	10. 81
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5. 46
	半導体・半導体製造装置	13. 80
	公益事業	1. 35
	メディア・娯楽	3. 91
合 計		98. 29

インターナショナル債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2024 年 11 月 29 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	3,318,000	15,440.90	512,329,086	15,448.44	512,579,178	4.625	2031/04/30	6.91
アメ リカ	国債 証券	TREASURY BILL	3,373,000	14,791.88	498,930,248	14,822.87	499,975,309	0.000	2025/04/17	6.74
アメ リカ	国債 証券	TREASURY BILL	2,900,000	14,755.33	427,904,499	14,772.52	428,403,080	0.000	2025/05/15	5.78
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	18,480,000	2,120.47	391,863,672	2,157.35	398,677,433	2.520	2033/08/25	5.38
ドイ ツ	国債 証券	DEUTSCHLAND I/L BOND	1,900,000	19,438.52	369,331,946	20,018.61	380,353,547	0.100	2026/04/15	5.13
フラ ンス	国債 証券	FRANCE OAT.	2,170,000	16,076.92	348,869,221	16,069.65	348,711,361	2.750	2029/02/25	4.70
ドイ ツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,890,000	15,447.81	291,963,661	15,767.33	298,002,484	1.000	2025/08/15	4.02
イギ リス	国債 証券	UK GILT	1,520,000	19,434.51	295,404,576	19,350.06	294,120,980	4.500	2028/06/07	3.97
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,927,000	14,269.86	274,980,245	14,590.73	281,163,320	4.250	2054/02/15	3.79
フラ ンス	国債 証券	FRANCE OAT.	1,659,000	16,105.47	267,189,714	15,984.32	265,179,815	3.000	2034/11/25	3.58
ドイ ツ	国債 証券	BUNDESobligation	1,587,000	15,889.27	252,162,784	16,189.21	256,922,718	2.400	2028/10/19	3.46
イタ リア	国債 証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,412,000	16,310.36	230,302,260	16,380.88	231,298,082	3.350	2029/07/01	3.12
ドイ ツ	国債 証券	BUNDESobligation	1,413,000	16,240.95	229,484,583	16,299.06	230,305,649	2.500	2029/10/11	3.11
ドイ ツ	国債 証券	BUNDESobligation	1,266,000	15,589.34	197,361,064	16,005.65	202,631,523	2.100	2029/04/12	2.73
アメ リカ	国債 証券	TSY INFL IX N/B	1,146,000	15,619.76	179,002,423	15,523.66	177,901,142	2.125	2029/04/15	2.40
イギ リス	国債 証券	UK GILT	925,000	19,020.89	175,943,262	19,090.98	176,591,551	4.125	2027/01/29	2.38
スペ イン	国債 証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	926,000	16,295.53	150,896,602	16,902.42	156,516,438	3.550	2033/10/31	2.11
ドイ ツ	国債 証券	DEUTSCHLAND I/L BOND	665,000	20,457.24	136,040,661	20,552.36	136,673,161	0.500	2030/04/15	1.84
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	772,000	15,147.12	116,935,733	15,218.71	117,488,444	4.375	2034/05/15	1.58
アメ リカ	国債 証券	TSY INFL IX N/B	700,000	15,008.49	105,059,445	15,125.32	105,877,234	0.125	2032/01/15	1.43
ポー ランド	国債 証券	POLAND GOVERNMENT BOND	2,725,000	3,496.27	95,273,406	3,535.05	96,330,209	5.000	2034/10/25	1.30

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	539,000	15,030.01	81,011,767	14,625.25	78,830,081	3.875	2034/08/15	1.06
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3,500,000	2,225.91	77,906,894	2,171.05	75,986,788	2.470	2054/07/25	1.02
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	357,000	17,330.19	61,868,791	17,956.49	64,104,656	3.250	2042/07/04	0.86
ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,007,000	5,886.80	59,280,048	6,012.89	60,549,798	2.750	2051/05/15	0.82
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	336,000	16,088.59	54,057,671	17,522.98	58,877,228	4.500	2053/10/01	0.79
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	393,000	14,766.25	58,031,374	14,611.08	57,421,534	4.250	2054/08/15	0.77
イギリス	国債証券	UK GILT	248,000	17,201.55	42,659,835	16,722.82	41,472,597	4.000	2063/10/22	0.56
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	266,000	14,916.08	39,676,785	15,424.41	41,028,931	1.400	2028/07/30	0.55
オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVERNMENT	230,000	17,571.22	40,413,811	17,561.67	40,391,841	5.500	2028/01/15	0.54

ロ 種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	87.24
地方債証券	0.36
特殊債券	3.85
社債券	1.86
合 計	93.31

②投資不動産物件

年金日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

年金日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

インターナショナル株式マザーファンド

該当事項はありません。

インターナショナル債券マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

年金日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

年金日本債券マザーファンド

2024年11月29日現在

種類	国／ 地域	取引所 等	名称	買建／ 売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
債券先物 取引	日本	大阪取引 所	長国 先 0 6 1 2 月 2 0 2 4 年 1 2 月	買建	94	日本・円	13,508,494,760	13,447,640,000	12.56

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

インターナショナル株式マザーファンド

2024年11月29日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	7,965,750.70	1,200,120,000	1,200,109,644	0.39
	ユーロ	買建	146,347.95	23,688,937	23,291,934	0.01
	アメリカ・ドル	売建	154,951.19	23,688,937	23,347,890	△0.01

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

インターナショナル債券マザーファンド

2024年11月29日現在

種類	国／ 地域	取引 所 等	名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価 (円)	評価額	時価 (円)	投資 比率 (%)
債券先 物取引	イギ リス	I C E－ EU	LONG GILT FUTUR E MAR 2 5 2025 年 3 月	買建	2	イギリ ス・ポン ド	189,485.94	36,284,662	191,360.00	36,643,526	0.49
	ドイ ツ	EU RE X	EURO－ BUND FUTUR E DEC 2 4 2024 年 12 月	買建	14	ユーロ	1,876,574.00	298,750,580	1,881,180.00	299,483,856	4.04
	アメ リカ	シカ ゴ取 引所	US 5 Y R NOT E (CB T) MA R 2 5 2025 年 3 月	買建	22	アメリ カ・ドル	2,348,703.06	354,043,499	2,364,140.68	356,370,566	4.81
	アメ リカ	シカ ゴ取 引所	US 2 Y R NOT E (CB T) MA R 2 5 2025	買建	4	アメリ カ・ドル	821,943.20	123,899,717	823,875.00	124,190,917	1.67

			年 3 月								
	アメリ リカ	シカ ゴ取 引所	US LO NG BO ND (CB T) MA R 2 5 2025 年 3 月	買建	11	アメリ カ・ドル	1, 281, 331. 70	193, 147, 940	1, 306, 937. 50	197, 007, 758	2. 66
	アメリ リカ	シカ ゴ取 引所	US 1 0 y r Ul t r a F u t MA R 2 5 2025 年 3 月	買建	6	アメリ カ・ドル	677, 211. 66	102, 082, 885	686, 062. 50	103, 417, 061	1. 39
	オー スト ラリ ア	シド ニー 先物 取引 所	AUST 1 0 Y B OND F UT DE C 2 4 2024 年 12 月	買建	12	オースト ラリア・ ドル	1, 408, 906. 31	138, 129, 174	1, 357, 098. 36	133, 049, 923	1. 79
	オー スト ラリ ア	シド ニー 先物 取引 所	AUST 3 Y BO ND FU TURE DEC 2 4 2024 年 12 月	買建	32	オースト ラリア・ ドル	3, 437, 148. 85	336, 978, 073	3, 387, 596. 80	332, 119, 990	4. 48
	ドイ ツ	EU RE X	EURO- SCHAT Z FUT DEC 2 4 2024 年 12 月	売建	3	ユーロ	319, 740. 12	50, 902, 627	320, 910. 00	51, 088, 872	△0. 69
	ドイ ツ	EU RE X	EURO BUXL 3 0 Y B ND DE C 2 4 2024 年 12 月	売建	3	ユーロ	412, 516. 74	65, 672, 665	417, 540. 00	66, 472, 368	△0. 90
	イタ リア	EU RE X	EURO- BTP F UTURE DEC 2 4 2024 年 12 月	売建	6	ユーロ	725, 124. 00	115, 439, 740	733, 620. 00	116, 792, 304	△1. 57

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2024 年 11 月 29 日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	14, 727, 884. 02	2, 184, 304, 168	2, 206, 778, 883	29. 76
	ユーロ	買建	1, 722, 040. 52	283, 340, 403	272, 990, 432	3. 68
	ニュージーランド・ドル	買建	2, 670, 130. 25	244, 117, 768	235, 971, 958	3. 18
	オフショア・人民元	買建	11, 237, 023. 66	242, 151, 402	232, 056, 899	3. 13

	スイス・フラン	買建	1,294,000.00	226,834,905	221,071,230	2.98
	マレーシア・リングgit	買建	4,375,000.00	149,929,990	148,193,370	2.00
	カナダ・ドル	買建	1,360,694.57	148,053,941	145,690,519	1.96
	イギリス・ポンド	買建	357,000.00	70,440,248	67,926,639	0.92
	イスラエル・シェケル	買建	607,255.84	23,798,617	24,896,700	0.34
	デンマーク・クローネ	買建	915,000.00	20,231,378	19,418,130	0.26
	オーストラリア・ドル	買建	169,000.00	17,044,540	16,404,661	0.22
	ノルウェー・クローネ	買建	886,000.00	12,375,276	11,965,430	0.16
	シンガポール・ドル	買建	50,957.99	5,920,222	5,686,504	0.08
	スウェーデン・クローナ	買建	188,997.93	2,716,449	2,601,367	0.04
	アメリカ・ドル	売建	10,707,749.39	1,621,239,139	1,603,393,463	△21.62
	ユーロ	売建	6,364,926.94	1,033,727,784	1,009,014,682	△13.61
	ニュージーランド・ドル	売建	3,311,079.76	300,910,928	292,615,680	△3.95
	イギリス・ポンド	売建	1,082,355.50	210,158,695	205,940,537	△2.78
	マレーシア・リングgit	売建	3,286,000.00	113,635,672	111,491,021	△1.50
	ポーランド・ズロチ	売建	1,504,202.79	56,538,771	54,799,160	△0.74
	メキシコ・ペソ	売建	2,183,005.37	16,748,017	15,827,662	△0.21

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

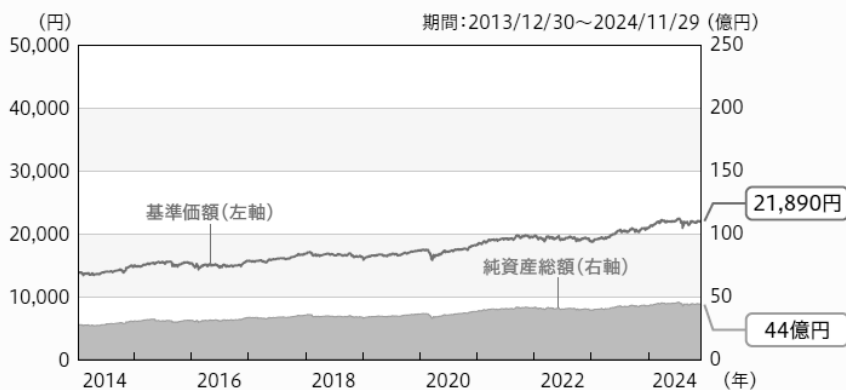
《参考情報》

基準日:2024年11月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

■年金設計30



分配の推移

決算期	分配金
2024年11月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
2020年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■年金設計50



決算期	分配金
2024年11月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
2020年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■年金設計70



決算期	分配金
2024年11月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
2020年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

■年金設計30

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.01
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	年金日本債券マザーファンド	55.81
日本	親投資信託受益証券	年金日本株式マザーファンド	29.23
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	9.62
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル株式マザーファンド	5.36

■年金設計50

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.02
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	年金日本株式マザーファンド	39.52
日本	親投資信託受益証券	年金日本債券マザーファンド	35.78
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル株式マザーファンド	15.47
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	9.25

■年金設計70

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.02
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	年金日本株式マザーファンド	49.66
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル株式マザーファンド	20.29
日本	親投資信託受益証券	年金日本債券マザーファンド	20.21
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	9.86

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■年金日本株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	97.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.16
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	4.95
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	4.39
日本	株式	TDK	電気機器	4.39
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.31
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.44
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3.40
日本	株式	富士電機	電気機器	2.57
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	2.53
日本	株式	スズキ	輸送用機器	2.48
日本	株式	BIPROGY	情報・通信業	2.44

■年金日本債券マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	51.56
社債券	日本	32.20
	アメリカ	0.46
特殊債券	日本	0.97
地方債証券	日本	0.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		14.28
合計(純資産総額)		100.00

※債券先物取引の買建て 12.56%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	466 2年国債	0.500	2026/11/01	7.03
日本	国債証券	464 2年国債	0.400	2026/09/01	6.85
日本	国債証券	190 20年国債	1.800	2044/09/20	3.17
日本	国債証券	465 2年国債	0.400	2026/10/01	2.52
日本	国債証券	376 10年国債	0.900	2034/09/20	2.17
日本	社債券	2 武田薬品劣後FR	1.934	2084/06/25	1.68
日本	国債証券	82 30年国債	1.800	2054/03/20	1.38
日本	国債証券	168 20年国債	0.400	2039/03/20	1.31
日本	国債証券	189 20年国債	1.900	2044/06/20	1.27
日本	国債証券	186 20年国債	1.500	2043/09/20	1.10

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

□国際ナショナル株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	70.54
	イギリス	5.17
	ドイツ	4.75
	台湾	4.02
	オランダ	3.49
	スイス	2.48
	インド	2.12
	その他	5.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.71
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.86
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4.41
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	4.39
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	4.10
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	3.26
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.23
アメリカ	株式	CONOCOPHILLIPS	エネルギー	3.20
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	2.96
イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・パーソナル用品	2.72
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	2.49

□国際ナショナル債券マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	30.47
	ドイツ	21.16
	フランス	8.28
	イギリス	6.91
	その他	20.43
特殊債券	国際機関・その他	3.85
社債券	シンガポール・その他	1.86
地方債証券	カナダ	0.36
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6.69
合計(純資産総額)		100.00

※債券先物取引の買建て 21.34%
債券先物取引の売建て △3.16%

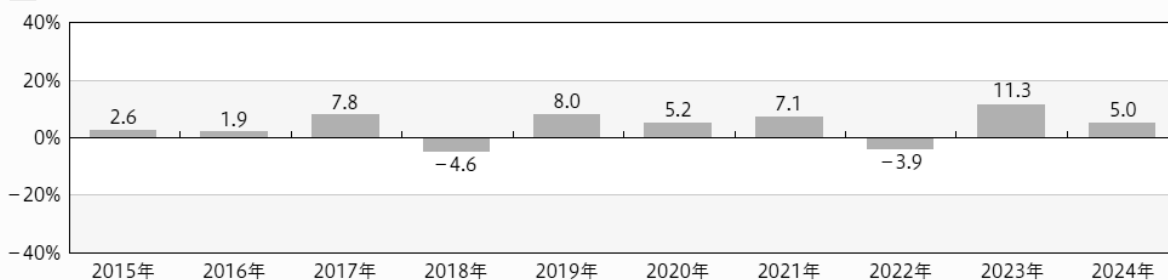
主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.625	2031/04/30	6.91
アメリカ	国債証券	TREASURY BILL	0.000	2025/04/17	6.74
アメリカ	国債証券	TREASURY BILL	0.000	2025/05/15	5.78
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.520	2033/08/25	5.38
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND I/L BOND	0.100	2026/04/15	5.13
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	2.750	2029/02/25	4.70
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1.000	2025/08/15	4.02
イギリス	国債証券	UK GILT	4.500	2028/06/07	3.97
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2054/02/15	3.79
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	3.000	2034/11/25	3.58

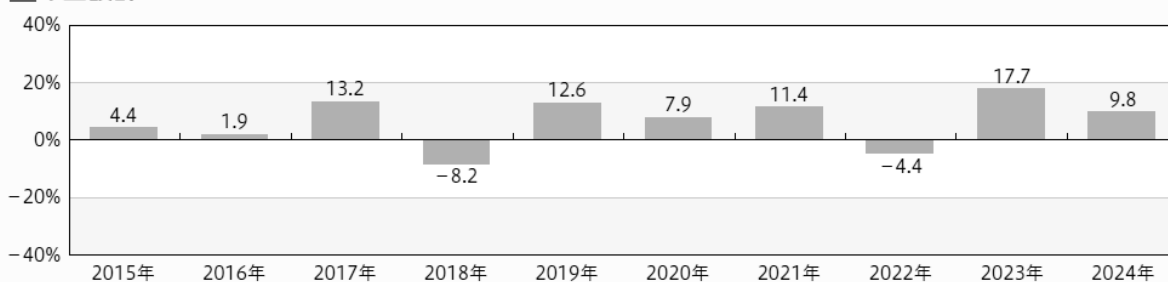
※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

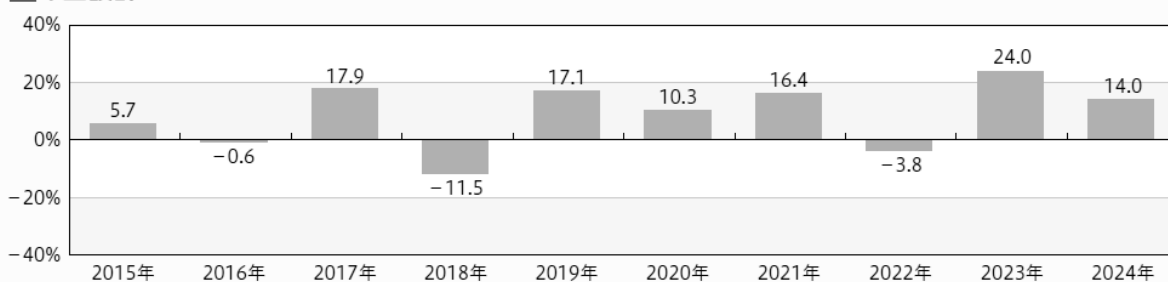
■年金設計30



■年金設計50



■年金設計70



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由し

て、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「年金設計30」は「大住 DC30」、「年金設計50」は「大住 DC50」、「年金設計70」は「大住 DC70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2001年9月21日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎年11月20日から翌年11月19日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理

由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- f. 上記c～eまでの取扱い、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。
- ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ハ 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更し

ようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、委託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 投資顧問会社（運用の委託先）との契約の更改等

委託会社と投資顧問会社との間の運用委託契約には期限の定めがありません。投資一任契約の内容は、必要に応じて、委託会社と投資顧問会社との合意により変更されることがあります。

ト 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

チ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

リ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定す

る日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、委託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 23 期（2023 年 11 月 21 日から 2024 年 11 月 19 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年1月29日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド30の2023年11月21日から2024年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド30の2024年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【大和住銀DC年金設計ファンド30】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 (2023年11月20日現在)	第23期 (2024年11月19日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	91,459	9,960
コール・ローン	1,535,262	2,560,458
親投資信託受益証券	4,280,842,560	4,382,503,336
未収入金	21,809,466	22,011,360
流動資産合計	4,304,278,747	4,407,085,114
資産合計	4,304,278,747	4,407,085,114
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,698,429	2,595,314
未払受託者報酬	1,851,237	1,933,145
未払委託者報酬	18,975,708	19,815,254
その他未払費用	358,527	215,636
流動負債合計	22,883,901	24,559,349
負債合計	22,883,901	24,559,349
純資産の部		
元本等		
元本	2,059,396,382	1,998,334,749
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,221,998,464	2,384,191,016
(分配準備積立金)	1,118,638,493	1,212,327,138
元本等合計	4,281,394,846	4,382,525,765
純資産合計	4,281,394,846	4,382,525,765
負債純資産合計	4,304,278,747	4,407,085,114

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 22 期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 11 月 20 日	第 23 期 自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
営業収益		
受取利息	24	1,321
有価証券売買等損益	363,209,100	274,053,483
営業収益合計	363,209,124	274,054,804
営業費用		
支払利息	529	111
受託者報酬	3,586,933	3,836,651
委託者報酬	36,766,975	39,326,629
その他費用	358,546	215,636
営業費用合計	40,712,983	43,379,027
営業利益又は営業損失（△）	322,496,141	230,675,777
経常利益又は経常損失（△）	322,496,141	230,675,777
当期純利益又は当期純損失（△）	322,496,141	230,675,777
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	10,305,131	16,986,477
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,909,577,081	2,221,998,464
剰余金増加額又は欠損金減少額	166,839,026	196,806,347
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	166,839,026	196,806,347
剰余金減少額又は欠損金増加額	166,608,653	248,303,095
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	166,608,653	248,303,095
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,221,998,464	2,384,191,016

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 23 期
	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2023 年 11 月 21 日から 2024 年 11 月 19 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 22 期	第 23 期
	(2023 年 11 月 20 日現在)	(2024 年 11 月 19 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,059,396,382 口	1,998,334,749 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.0790 円 (1 万口当たりの純資産額 20,790 円)	1 口当たり純資産額 2.1931 円 (1 万口当たりの純資産額 21,931 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 22 期	第 23 期
	自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 11 月 20 日	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するため に要する費用	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するため に要する費用

	2, 533, 736 円	2, 805, 784 円
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (241, 559, 282 円)、収益調整金 (1, 103, 360, 471 円)、および分配準備積立金 (877, 079, 211 円) より、分配対象収益は 2, 221, 998, 964 円 (1 万口当たり 10, 789. 56 円) ありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (1, 193 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (213, 687, 633 円)、収益調整金 (1, 171, 863, 878 円)、および分配準備積立金 (998, 638, 312 円) より、分配対象収益は 2, 384, 191, 016 円 (1 万口当たり 11, 930. 89 円) ありますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 23 期 自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵

	触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	---

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 23 期 (2024 年 11 月 19 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 22 期（自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 11 月 20 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	292,661,500 円
合計	292,661,500 円

第 23 期（自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	219,250,562 円
合計	219,250,562 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 23 期 自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 22 期 (2023 年 11 月 20 日現在)	第 23 期 (2024 年 11 月 19 日現在)
期首元本額	2,069,385,906 円	2,059,396,382 円
期中追加設定元本額	170,398,661 円	168,467,579 円
期中一部解約元本額	180,388,185 円	229,529,212 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	123,111,867	427,112,000	
	年金日本株式マザーファンド	231,660,299	1,284,278,365	
	年金日本債券マザーファンド	2,021,762,742	2,436,628,456	
	インターナショナル株式マザーファンド	18,166,673	234,484,515	
	親投資信託受益証券 小計		4,382,503,336	
合 計			4,382,503,336	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 1 月 29 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀 DC 年金設計ファンド 50 の 2023 年 11 月 21 日から 2024 年 11 月 19 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀 DC 年金設計ファンド 50 の 2024 年 11 月 19 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【大和住銀DC年金設計ファンド50】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 22 期 (2023 年 11 月 20 日現在)	第 23 期 (2024 年 11 月 19 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	253,148	6,445
コール・ローン	4,249,434	1,656,775
親投資信託受益証券	10,139,871,644	10,685,186,541
未収入金	61,845,720	69,737,644
流動資産合計	10,206,219,946	10,756,587,405
資産合計	10,206,219,946	10,756,587,405
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,952,127	5,270,927
未払受託者報酬	4,343,187	4,689,443
未払委託者報酬	55,376,117	59,790,916
その他未払費用	825,575	522,512
流動負債合計	68,497,006	70,273,798
負債合計	68,497,006	70,273,798
純資産の部		
元本等		
元本	3,487,028,009	3,332,442,957
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	6,650,694,931	7,353,870,650
(分配準備積立金)	3,921,288,423	4,472,258,390
元本等合計	10,137,722,940	10,686,313,607
純資産合計	10,137,722,940	10,686,313,607
負債純資産合計	10,206,219,946	10,756,587,405

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 22 期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 11 月 20 日	第 23 期 自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
営業収益		
受取利息	51	3,131
有価証券売買等損益	1,350,746,387	1,155,812,311
営業収益合計	1,350,746,438	1,155,815,442
営業費用		
支払利息	1,482	352
受託者報酬	8,261,502	9,292,335
委託者報酬	105,335,188	118,478,406
その他費用	825,635	522,520
営業費用合計	114,423,807	128,293,613
営業利益又は営業損失（△）	1,236,322,631	1,027,521,829
経常利益又は経常損失（△）	1,236,322,631	1,027,521,829
当期純利益又は当期純損失（△）	1,236,322,631	1,027,521,829
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	37,200,494	74,323,352
期首剰余金又は期首欠損金（△）	5,460,271,432	6,650,694,931
剰余金増加額又は欠損金減少額	408,088,601	453,665,990
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	408,088,601	453,665,990
剰余金減少額又は欠損金増加額	416,787,239	703,688,748
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	416,787,239	703,688,748
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,650,694,931	7,353,870,650

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 23 期
	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2023 年 11 月 21 日から 2024 年 11 月 19 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 22 期	第 23 期
	(2023 年 11 月 20 日現在)	(2024 年 11 月 19 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	3,487,028,009 口	3,332,442,957 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.9073 円 (1 万口当たりの純資産額 29,073 円)	1 口当たり純資産額 3.2068 円 (1 万口当たりの純資産額 32,068 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 22 期	第 23 期
	自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 11 月 20 日	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するため に要する費用	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するため に要する費用

	10,728,968 円	12,095,610 円
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (997,919,844 円)、収益調整金 (2,729,407,904 円)、および分配準備積立金 (2,923,368,579 円) より、分配対象収益は 6,650,696,327 円 (1 万口当たり 19,072.68 円) ありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (2,743 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (953,194,467 円)、収益調整金 (2,881,612,260 円)、および分配準備積立金 (3,519,061,180 円) より、分配対象収益は 7,353,870,650 円 (1 万口当たり 22,067.51 円) ありますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 23 期 自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵

	触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	---

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 23 期 (2024 年 11 月 19 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 22 期（自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 11 月 20 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,200,010,508 円
合計	1,200,010,508 円

第 23 期（自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	976,258,780 円
合計	976,258,780 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 23 期 自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 22 期 (2023 年 11 月 20 日現在)	第 23 期 (2024 年 11 月 19 日現在)
期首元本額	3,511,512,457 円	3,487,028,009 円
期中追加設定元本額	243,210,709 円	213,446,383 円
期中一部解約元本額	267,695,157 円	368,031,435 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	288,399,537	1,000,544,513	
	年金日本株式マザーファンド	762,874,149	4,229,221,707	
	年金日本債券マザーファンド	3,157,473,089	3,805,386,566	
	インターナショナル株式マザーファンド	127,836,261	1,650,033,755	
	親投資信託受益証券 小計		10,685,186,541	
合 計			10,685,186,541	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月29日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド70の2023年11月21日から2024年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド70の2024年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【大和住銀DC年金設計ファンド70】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 22 期 (2023 年 11 月 20 日現在)	第 23 期 (2024 年 11 月 19 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	395,434	17,338
コール・ローン	6,637,890	4,457,051
親投資信託受益証券	10,711,386,918	12,064,810,365
未収入金	87,306,638	86,657,279
流動資産合計	10,805,726,880	12,155,942,033
資産合計	10,805,726,880	12,155,942,033
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,437,725	3,087,342
未払受託者報酬	4,522,795	5,269,435
未払委託者報酬	68,973,026	80,359,815
その他未払費用	841,191	578,672
流動負債合計	92,774,737	89,295,264
負債合計	92,774,737	89,295,264
純資産の部		
元本等		
元本	2,644,801,149	2,602,217,408
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,068,150,994	9,464,429,361
（分配準備積立金）	4,471,158,864	5,399,531,799
元本等合計	10,712,952,143	12,066,646,769
純資産合計	10,712,952,143	12,066,646,769
負債純資産合計	10,805,726,880	12,155,942,033

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 22 期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 11 月 20 日	第 23 期 自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
営業収益		
受取利息	100	4,963
有価証券売買等損益	1,907,710,789	1,708,545,411
営業収益合計	1,907,710,889	1,708,550,374
営業費用		
支払利息	2,511	424
受託者報酬	8,477,487	10,290,566
委託者報酬	129,282,698	156,932,606
その他費用	841,260	578,685
営業費用合計	138,603,956	167,802,281
営業利益又は営業損失（△）	1,769,106,933	1,540,748,093
経常利益又は経常損失（△）	1,769,106,933	1,540,748,093
当期純利益又は当期純損失（△）	1,769,106,933	1,540,748,093
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	75,592,263	121,551,643
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,346,663,829	8,068,150,994
剰余金増加額又は欠損金減少額	750,371,653	912,134,054
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	750,371,653	912,134,054
剰余金減少額又は欠損金増加額	722,399,158	935,052,137
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	722,399,158	935,052,137
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,068,150,994	9,464,429,361

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 23 期
	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2023 年 11 月 21 日から 2024 年 11 月 19 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 22 期 (2023 年 11 月 20 日現在)	第 23 期 (2024 年 11 月 19 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,644,801,149 口	2,602,217,408 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 4.0506 円 (1 万口当たりの純資産額 40,506 円)	1 口当たり純資産額 4.6371 円 (1 万口当たりの純資産額 46,371 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 22 期 自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 11 月 20 日	第 23 期 自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するため に要する費用	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するため に要する費用

	12,795,442 円	16,421,074 円
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (1,555,301,069 円)、収益調整金 (3,596,994,433 円)、および分配準備積立金 (2,915,857,795 円) より、分配対象収益は 8,068,153,297 円 (1 万口当たり 30,505.71 円) ありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (4,455 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (1,419,189,939 円)、収益調整金 (4,064,897,562 円)、および分配準備積立金 (3,980,337,405 円) より、分配対象収益は 9,464,429,361 円 (1 万口当たり 36,370.63 円) ありますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 23 期 自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵	

	触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	---

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 23 期 (2024 年 11 月 19 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 22 期（自 2022 年 11 月 22 日 至 2023 年 11 月 20 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,783,253,399 円
合計	1,783,253,399 円

第 23 期（自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,482,302,023 円
合計	1,482,302,023 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 23 期 自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 22 期 (2023 年 11 月 20 日現在)	第 23 期 (2024 年 11 月 19 日現在)
期首元本額	2,661,286,428 円	2,644,801,149 円
期中追加設定元本額	285,706,766 円	262,304,104 円
期中一部解約元本額	302,192,045 円	304,887,845 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	347,014,897	1,203,898,782	
	年金日本株式マザーファンド	1,081,363,300	5,994,861,862	
	年金日本債券マザーファンド	2,012,285,979	2,425,207,061	
	インターナショナル株式マザーファンド	189,104,131	2,440,842,660	
	親投資信託受益証券 小計		12,064,810,365	
合 計			12,064,810,365	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「大和住銀DC年金設計ファンド30」、「大和住銀DC年金設計ファンド50」および「大和住銀DC年金設計ファンド70」は、「年金日本株式マザーファンド」、「年金日本債券マザーファンド」、「インターナショナル株式マザーファンド」および「インターナショナル債券マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

年金日本株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)	
(2024年11月19日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	5,962,649
コール・ローン	1,532,825,177
株式	143,867,490,760
未収入金	605,370,508
未収配当金	1,659,573,580
流動資産合計	147,671,222,674
資産合計	147,671,222,674
負債の部	
流動負債	
未払金	741,047,607
未払解約金	447,762,537
流動負債合計	1,188,810,144
負債合計	1,188,810,144
純資産の部	
元本等	
元本	26,422,944,249
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	120,059,468,281
元本等合計	146,482,412,530
純資産合計	146,482,412,530
負債純資産合計	147,671,222,674

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
--	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 11 月 19 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	26,422,944,249 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 5.5438 円 (1 万口当たりの純資産額 55,438 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
-------------------	--

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 11 月 19 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 11 月 19 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	25,643,143,166 円
同期中における追加設定元本額	3,419,042,630 円
同期中における一部解約元本額	2,639,241,547 円
2024 年 11 月 19 日現在の元本の内訳	
大和住銀DC日本株式ファンド	7,766,289,655 円
大和住銀DC年金設計ファンド30	231,660,299 円
大和住銀DC年金設計ファンド50	762,874,149 円
大和住銀DC年金設計ファンド70	1,081,363,300 円
大和住銀DC国内株式ファンド	11,684,041,689 円
大和住銀年金専用日本株式F-1 (適格機関投資家限定)	4,252,570,159 円
大和住銀日本株式ファンドVA (適格機関投資家限定)	562,115,566 円
大和住銀年金設計ファンド30VA (適格機関投資家専用)	555,381 円
大和住銀年金設計ファンド50VA (適格機関投資家専用)	5,519,375 円
大和住銀年金設計ファンド70VA (適格機関投資家専用)	3,085,261 円
大和住銀バランスファンド60 (適格機関投資家限定)	72,496,861 円
大和住銀世界資産バランスVA (適格機関投資家限定)	372,554 円
合 計	26,422,944,249 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

(単位：円)

銘 柄	株 数	評価額		備考
		単価	金額	
I N P E X	526,300	2,054.000	1,081,020,200	
大林組	975,800	2,061.500	2,011,611,700	
長谷工コーポレーション	1,005,000	1,886.500	1,895,932,500	
積水ハウス	676,000	3,560.000	2,406,560,000	
九電工	314,700	5,313.000	1,672,001,100	
日清オイリオグループ	162,900	5,140.000	837,306,000	
ニチレイ	489,400	4,061.000	1,987,453,400	
東洋水産	302,500	10,165.000	3,074,912,500	
セーレン	641,600	2,748.000	1,763,116,800	
エア・ウォーター	172,400	1,874.500	323,163,800	

ダイセル	1,336,800	1,348.000	1,802,006,400
ADEKA	456,700	2,824.500	1,289,949,150
協和キリン	77,100	2,557.500	197,183,250
アステラス製薬	40,300	1,561.000	62,908,300
塩野義製薬	225,600	2,091.500	471,842,400
日本新薬	87,300	4,046.000	353,215,800
出光興産	1,516,500	1,012.500	1,535,456,250
ENEOSホールディングス	1,428,000	797.300	1,138,544,400
ブリヂストン	104,500	5,465.000	571,092,500
日本製鉄	122,100	3,142.000	383,638,200
JFEホールディングス	436,800	1,768.500	772,480,800
大和工業	27,500	8,082.000	222,255,000
三井金属鉱業	217,100	4,680.000	1,016,028,000
住友電気工業	723,900	2,854.500	2,066,372,550
SUMCO	468,500	1,276.000	597,806,000
三和ホールディングス	798,800	4,420.000	3,530,696,000
DMG森精機	649,100	2,767.000	1,796,059,700
小松製作所	524,900	4,110.000	2,157,339,000
THK	88,400	3,436.000	303,742,400
日立製作所	590,200	3,867.000	2,282,303,400
富士電機	452,900	8,498.000	3,848,744,200
日本電気	223,900	12,355.000	2,766,284,500
富士通	554,200	2,779.000	1,540,121,800
ルネサスエレクトロニクス	750,100	2,041.000	1,530,954,100
ソニーグループ	1,587,500	2,936.000	4,660,900,000
TDK	3,400,500	1,911.500	6,500,055,750
堀場製作所	45,600	8,070.000	367,992,000
小糸製作所	198,800	1,960.000	389,648,000
豊田自動織機	276,400	11,565.000	3,196,566,000
トヨタ自動車	2,016,900	2,730.500	5,507,145,450
本田技研工業	566,100	1,394.500	789,426,450
スズキ	2,298,600	1,656.000	3,806,481,600
理研計器	220,800	3,705.000	818,064,000
バンダイナムコホールディングス	397,900	3,167.000	1,260,149,300
美津濃	102,200	7,540.000	770,588,000
東北電力	556,700	1,320.000	734,844,000
九州電力	612,900	1,525.500	934,978,950
東京地下鉄	16,800	1,724.000	28,963,200
日本郵船	652,900	5,080.000	3,316,732,000
東映アニメーション	140,300	3,530.000	495,259,000
BIPROGY	785,400	4,501.000	3,535,085,400
日本電信電話	24,865,600	156.000	3,879,033,600
東映	418,900	5,800.000	2,429,620,000
ソフトバンクグループ	718,300	8,683.000	6,236,998,900

双日	528,700	3,100.000	1,638,970,000
ハピネット	231,200	4,025.000	930,580,000
丸紅	601,800	2,420.000	1,456,356,000
三菱商事	421,300	2,688.000	1,132,454,400
良品計画	989,000	3,014.000	2,980,846,000
イズミ	119,900	3,191.000	382,600,900
ケーズホールディングス	352,800	1,406.000	496,036,800
サンドラッグ	198,400	3,514.000	697,177,600
めぶきフィナンシャルグループ	534,500	654.400	349,776,800
西日本フィナンシャルホールディングス	869,500	1,973.000	1,715,523,500
北國フィナンシャルホールディングス	312,200	5,070.000	1,582,854,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,631,400	1,843.500	6,694,485,900
群馬銀行	1,344,300	1,035.000	1,391,350,500
七十七銀行	314,600	4,460.000	1,403,116,000
ふくおかフィナンシャルグループ	82,100	4,150.000	340,715,000
みずほフィナンシャルグループ	1,810,500	3,835.000	6,943,267,500
SBIホールディングス	144,300	3,573.000	515,583,900
野村ホールディングス	779,700	939.800	732,762,060
SOMPOホールディングス	699,500	3,564.000	2,493,018,000
第一生命ホールディングス	228,100	3,944.000	899,626,400
東京海上ホールディングス	640,900	6,054.000	3,880,008,600
三井不動産	499,900	1,272.000	635,872,800
東京建物	948,600	2,659.000	2,522,327,400
日本郵政	1,450,700	1,494.000	2,167,345,800
ベルシステム24ホールディングス	733,700	1,276.000	936,201,200
合 計	75,514,500		143,867,490,760

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

年金日本債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024年11月19日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	39,902,281
コール・ローン	10,257,726,239
国債証券	59,214,042,700
地方債証券	562,255,700
特殊債券	1,034,581,833
社債券	32,152,109,786

未収入金	4,338,188,500
未収利息	196,189,092
前払金	84,190,000
前払費用	31,569,828
差入委託証拠金	103,438,754
流動資産合計	108,014,194,713
資産合計	108,014,194,713
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	82,800,900
未払金	1,133,279,000
未払解約金	66,990,043
流動負債合計	1,283,069,943
負債合計	1,283,069,943
純資産の部	
元本等	
元本	88,555,539,171
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	18,175,585,599
元本等合計	106,731,124,770
純資産合計	106,731,124,770
負債純資産合計	108,014,194,713

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段

	または最終相場によっております。
--	------------------

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 11 月 19 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	88,555,539,171 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.2052 円 (1 万口当たりの純資産額 12,052 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等

	を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	---

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 11 月 19 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024 年 11 月 19 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	債券先物取引 買建				
	長国 先 0612 月	12,228,450,900	-	12,145,650,000	△82,800,900
	小計	12,228,450,900	-	12,145,650,000	△82,800,900
合 計		12,228,450,900	-	12,145,650,000	△82,800,900

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 11 月 19 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	67,713,814,120 円
同期中における追加設定元本額	26,126,292,242 円
同期中における一部解約元本額	5,284,567,191 円
2024 年 11 月 19 日現在の元本の内訳	
大和住銀DC日本債券ファンド	397,116,554 円
大和住銀DC年金設計ファンド30	2,021,762,742 円
大和住銀DC年金設計ファンド50	3,157,473,089 円
大和住銀DC年金設計ファンド70	2,012,285,979 円
大和住銀年金専用日本債券F-1 (適格機関投資家限定)	15,185,680,390 円
大和住銀日本債券ファンドVA (適格機関投資家限定)	647,269,697 円
大和住銀年金設計ファンド30VA (適格機関投資家専用)	5,752,975 円
大和住銀年金設計ファンド50VA (適格機関投資家専用)	29,384,706 円
大和住銀年金設計ファンド70VA (適格機関投資家専用)	4,942,905 円
大和住銀バランスファンド60 (適格機関投資家限定)	228,139,555 円
大和住銀世界資産バランスVA (適格機関投資家限定)	753,080 円
SMDAM日本債券ファンド (適格機関投資家専用)	64,864,977,499 円
合 計	88,555,539,171 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
-----	-----	------	-----	----

国債証券	4 6 3 2 年国債	1,760,000,000	1,756,004,800	
	4 6 4 2 年国債	8,730,000,000	8,708,436,900	
	4 6 5 2 年国債	5,610,000,000	5,594,965,200	
	4 6 6 2 年国債	7,840,000,000	7,832,395,200	
	1 7 1 5 年国債	1,870,000,000	1,845,914,400	
	1 7 3 5 年国債	1,570,000,000	1,562,291,300	
	1 4 4 0 年国債	195,000,000	114,449,400	
	1 5 4 0 年国債	120,000,000	77,464,800	
	1 6 4 0 年国債	870,000,000	613,419,600	
	1 7 4 0 年国債	780,000,000	713,778,000	
	3 7 5 1 0 年国債	800,000,000	805,232,000	
	3 7 6 1 0 年国債	2,560,000,000	2,522,393,600	
	2 2 3 0 年国債	290,000,000	329,567,600	
	3 9 3 0 年国債	60,000,000	60,962,400	
	4 4 3 0 年国債	240,000,000	232,917,600	
	4 6 3 0 年国債	130,000,000	121,130,100	
	4 7 3 0 年国債	230,000,000	217,536,300	
	4 9 3 0 年国債	20,000,000	18,126,200	
	5 1 3 0 年国債	450,000,000	318,591,000	
	5 5 3 0 年国債	600,000,000	468,324,000	
	5 8 3 0 年国債	740,000,000	569,740,800	
	5 9 3 0 年国債	300,000,000	224,382,000	
	6 0 3 0 年国債	1,030,000,000	805,532,100	
	6 4 3 0 年国債	150,000,000	100,887,000	
	6 7 3 0 年国債	1,470,000,000	1,027,794,600	
	6 9 3 0 年国債	720,000,000	512,150,400	
	7 0 3 0 年国債	680,000,000	481,072,800	
	7 4 3 0 年国債	120,000,000	90,627,600	
	7 5 3 0 年国債	100,000,000	81,407,000	
	7 6 3 0 年国債	435,000,000	362,111,400	
	7 7 3 0 年国債	200,000,000	174,328,000	
	7 8 3 0 年国債	975,000,000	807,173,250	
	8 0 3 0 年国債	1,160,000,000	1,053,964,400	
	8 1 3 0 年国債	410,000,000	354,424,500	
	8 2 3 0 年国債	1,630,000,000	1,476,910,400	
	8 3 3 0 年国債	650,000,000	643,656,000	
	8 4 3 0 年国債	100,000,000	96,718,000	
	1 5 1 2 0 年国債	150,000,000	151,705,500	
	1 5 5 2 0 年国債	210,000,000	205,991,100	
	1 5 6 2 0 年国債	645,000,000	590,007,300	
	1 6 0 2 0 年国債	670,000,000	623,636,000	
	1 6 1 2 0 年国債	580,000,000	530,932,000	

	1 6 4	2 0 年国債	1, 000, 000, 000	890, 890, 000	
	1 6 6	2 0 年国債	1, 050, 000, 000	952, 129, 500	
	1 6 7	2 0 年国債	1, 200, 000, 000	1, 052, 520, 000	
	1 6 8	2 0 年国債	1, 630, 000, 000	1, 401, 995, 600	
	1 6 9	2 0 年国債	1, 350, 000, 000	1, 137, 132, 000	
	1 7 0	2 0 年国債	670, 000, 000	560, 877, 100	
	1 7 1	2 0 年国債	930, 000, 000	774, 159, 900	
	1 7 3	2 0 年国債	480, 000, 000	401, 155, 200	
	1 7 5	2 0 年国債	790, 000, 000	663, 979, 200	
	1 7 9	2 0 年国債	850, 000, 000	699, 235, 500	
	1 8 2	2 0 年国債	320, 000, 000	288, 201, 600	
	1 8 3	2 0 年国債	650, 000, 000	613, 275, 000	
	1 8 4	2 0 年国債	195, 000, 000	174, 265, 650	
	1 8 5	2 0 年国債	880, 000, 000	783, 314, 400	
	1 8 6	2 0 年国債	1, 230, 000, 000	1, 168, 229, 400	
	1 8 7	2 0 年国債	190, 000, 000	173, 912, 700	
	1 8 8	2 0 年国債	1, 200, 000, 000	1, 152, 360, 000	
	1 8 9	2 0 年国債	1, 340, 000, 000	1, 348, 656, 400	
	1 9 0	2 0 年国債	100, 000, 000	98, 701, 000	
		国債証券 小計		59, 214, 042, 700	
地方債証券	7 6 3	東京都公債	200, 000, 000	197, 986, 000	
	1 9	東京都30年	100, 000, 000	70, 209, 100	
	4 9 8	名古屋市債	200, 000, 000	197, 945, 400	
	2 0 2 2 - 5	福岡市公	100, 000, 000	96, 115, 200	
		地方債証券 小計		562, 255, 700	
特殊債券	1 3 8	住宅機構RMB S	70, 260, 000	65, 496, 372	
	1 5 3	住宅機構RMB S	155, 900, 000	142, 554, 960	
	1 6 0	住宅機構RMB S	80, 880, 000	73, 883, 880	
	1 6 1	住宅機構RMB S	80, 554, 000	73, 489, 414	
	1 6 2	住宅機構RMB S	81, 716, 000	74, 524, 992	
	1 6 4	住宅機構RMB S	83, 482, 000	75, 851, 745	
	1 7 0	住宅機構RMB S	83, 860, 000	76, 421, 618	
	1 8 9	住宅機構RMB S	90, 886, 000	87, 823, 141	
	1 9 1	住宅機構RMB S	275, 037, 000	265, 465, 711	
	2 1 0	住宅機構RMB S	100, 000, 000	99, 070, 000	
		特殊債券 小計		1, 034, 581, 833	
社債券	1 0 3	東日本高速道	200, 000, 000	197, 557, 000	
	9 9	中日本高速道	100, 000, 000	98, 850, 100	
	6 5	西日本高速道	200, 000, 000	197, 404, 000	
	1 6	長谷工コーポ	100, 000, 000	98, 156, 700	
	1 8	長谷工コーポ	100, 000, 000	98, 731, 900	
	1 9	長谷工コーポ	100, 000, 000	99, 273, 700	

1 4	西松建設	200,000,000	196,319,400	
1 5	西松建設	300,000,000	298,685,700	
4	大和ハウス劣FR	400,000,000	394,574,400	
2	積水ハウス劣後FR	400,000,000	399,228,800	
1	住友生命4劣ローン	400,000,000	397,794,000	
1	アサヒグループHD劣FR	200,000,000	199,947,600	
2 1	アサヒグループHD	100,000,000	99,250,900	
3 2	味の素	100,000,000	98,161,200	
1	横浜冷凍劣後FR	100,000,000	96,039,900	
2	ヒューリック劣後FR	500,000,000	500,690,000	
1 8	野村不動産HD	200,000,000	197,618,600	
2 9	東急不動産HD	100,000,000	97,870,200	
3 2	レンゴー	300,000,000	293,297,100	
1 0	エア・ウォーター	100,000,000	98,099,300	
1 4	野村総合研究所	200,000,000	197,800,000	
2	武田薬品劣後FR	1,800,000,000	1,805,992,200	
1 0	テルモ	100,000,000	99,313,600	
2 3	オリエンタルランド	200,000,000	198,201,000	
6	日本製鉄劣後FR	500,000,000	498,662,000	
1 6	クボタ	100,000,000	98,660,100	
2 3	日立製作所	400,000,000	392,867,200	
3 8	ソニーG	100,000,000	98,909,200	
4 1	ソニーG	100,000,000	97,257,200	
4 5	三菱重工業	300,000,000	295,464,600	
3 0	J A三井リース	100,000,000	99,181,200	
1 5	三井住友T・パナ	400,000,000	392,850,800	
1 1 4	丸紅	100,000,000	98,950,400	
8 3	三菱商事	500,000,000	485,958,500	
7	三菱商事劣後FR	200,000,000	197,024,800	
4 4	丸井グループ	100,000,000	97,942,500	
4 5	丸井グループ	300,000,000	293,198,100	
9 5	クレディセゾン	200,000,000	196,298,000	
1 0 2	クレディセゾン	200,000,000	198,162,200	
2 6	イオン	200,000,000	198,289,600	
1 0	三菱UFJFG FR	200,000,000	199,532,400	
2 1	三菱UFJFG劣FR	400,000,000	397,365,200	
2 3	三菱UFJFG劣FR	300,000,000	298,299,300	
1 5	三井住友FG劣FR	400,000,000	396,328,800	
1 7	三井住友FG劣FR	100,000,000	99,644,600	
1 7	みずほFG劣後FR	900,000,000	894,523,500	
4 0	芙蓉総合リース	300,000,000	295,836,600	
4 1	芙蓉総合リース	400,000,000	396,088,000	

2 3 みずほリース	400,000,000	394,364,800	
1 7 みずほリース	300,000,000	298,521,300	
2 6 NTTファイナンス	300,000,000	287,874,600	
3 0 NTTファイナンス	500,000,000	493,579,500	
3 8 NTTファイナンス	600,000,000	594,397,800	
2 東京センチュリー劣FR	400,000,000	400,157,600	
3 4 東京センチュリー	100,000,000	97,260,400	
8 8 ホンダファイナンス	300,000,000	298,748,700	
6 7 アイフル	200,000,000	198,039,000	
6 9 アイフル	200,000,000	198,680,400	
2 3 ポケットカード	200,000,000	197,075,000	
8 5 アコム	700,000,000	689,313,100	
2 1 3 オリックス	200,000,000	196,319,000	
2 2 0 オリックス	700,000,000	692,332,200	
6 オリックス 劣後FR	100,000,000	98,711,500	
4 1 大和証券G本社	100,000,000	98,945,200	
4 4 大和証券G本社	300,000,000	296,960,700	
1 SOMPOHD	400,000,000	394,598,000	
4 損保ジャパン劣FR	500,000,000	512,201,000	
8 2 三井不動産	200,000,000	195,818,600	
5 三菱地所劣後FR	100,000,000	99,436,200	
1 4 2 三菱地所	200,000,000	196,657,800	
1 4 3 三菱地所	200,000,000	193,262,000	
3 4 東京建物	100,000,000	94,742,800	
1 1 2 住友不動産	400,000,000	392,907,600	
1 1 5 住友不動産	700,000,000	689,259,200	
6 8 阪急阪神HLDG	500,000,000	492,360,000	
7 1 名古屋鉄道	100,000,000	98,881,300	
4 3 日本郵船	100,000,000	98,972,200	
1 2 日本航空	200,000,000	192,631,000	
1 3 日本航空	900,000,000	886,921,200	
2 0 三菱倉庫	300,000,000	293,877,600	
2 1 三菱倉庫	300,000,000	290,679,600	
3 3 KDDI	400,000,000	398,000,800	
5 6 7 関西電力	600,000,000	593,182,800	
4 4 8 中国電力	300,000,000	289,223,400	
4 6 3 中国電力	100,000,000	98,971,500	
3 4 5 北陸電力	500,000,000	458,876,000	
3 4 9 北陸電力	100,000,000	94,977,500	
1 東北電力劣後FR	500,000,000	501,614,000	
5 1 3 東北電力	111,000,000	107,395,386	
5 2 1 東北電力	200,000,000	193,709,600	

4 9 1	九州電力	100,000,000	95,053,400	
5 0 4	九州電力	100,000,000	95,301,800	
5 1 1	九州電力	100,000,000	99,337,200	
5 1 6	九州電力	100,000,000	96,407,800	
5 2 5	九州電力	600,000,000	578,020,200	
3 8 5	北海道電力	500,000,000	485,633,500	
3 9 1	北海道電力	300,000,000	297,515,400	
3 9 6	北海道電力	600,000,000	596,413,200	
3 2	沖縄電力	100,000,000	99,705,900	
3 4	沖縄電力	200,000,000	196,516,400	
8 4	電源開発	100,000,000	99,612,600	
8 7	電源開発	500,000,000	485,929,000	
4 9	東京電力 P G	200,000,000	197,846,000	
6 1	東京電力 P G	200,000,000	199,145,400	
7 2	東京電力 P G	600,000,000	587,766,000	
7 5	東京電力 P G	200,000,000	201,392,000	
2	J E R A	500,000,000	478,076,500	
1	J E R A 劣後 F R	100,000,000	101,538,500	
5	東京電力 R P	100,000,000	97,339,000	
BRK 1.031	12/08/27	500,000,000	496,970,000	
	社債券 小計		32,152,109,786	
合 計			92,962,990,019	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

インターナショナル株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2024 年 11 月 19 日現在）

資産の部

流動資産

預金	4,800,247,990
金銭信託	8,386,238
コール・ローン	2,155,860,020
株式	302,128,907,364
派生商品評価勘定	86,527
未収入金	2,301,822,270
未収配当金	284,098,381

流動資産合計	311,679,408,790
--------	-----------------

資産合計

311,679,408,790

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	456, 228
未払金	3, 811, 019, 194
未払解約金	1, 280, 657, 105
流動負債合計	5, 092, 132, 527
負債合計	5, 092, 132, 527
純資産の部	
元本等	
元本	23, 752, 823, 550
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	282, 834, 452, 713
元本等合計	306, 587, 276, 263
純資産合計	306, 587, 276, 263
負債純資産合計	311, 679, 408, 790

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 11 月 19 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	23,752,823,550 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 12.9074 円 (1 万口当たりの純資産額 129,074 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、

	リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	---

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 11 月 19 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024 年 11 月 19 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	88,600,000	－	88,686,527	86,527
	イギリス・ポンド	578,629,772	－	578,596,039	△33,733
	小計	667,229,772	－	667,282,566	52,794
	売建				
	アメリカ・ドル	1,469,829,772	－	1,470,252,267	△422,495
	小計	1,469,829,772	－	1,470,252,267	△422,495
合 計		2,137,059,544	－	2,137,534,833	△369,701

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 11 月 19 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	22,522,785,490 円
同期中における追加設定元本額	3,673,675,313 円
同期中における一部解約元本額	2,443,637,253 円
2024 年 11 月 19 日現在の元本の内訳	
大和住銀DC外国株式ファンド	8,390,875,673 円
大和住銀DC年金設計ファンド30	18,166,673 円
大和住銀DC年金設計ファンド50	127,836,261 円
大和住銀DC年金設計ファンド70	189,104,131 円
大和住銀DC海外株式アクティブファンド	12,858,292,148 円
インターナショナル株式アクティブファンド(ラップ専用)	34,107,102 円
大和住銀グローバルバランスファンドVA	991,082 円
大和住銀/T.ロウ・プライス外国株式ファンドVA	426,915,144 円
大和住銀グローバルバランスファンドSVA	17,306,136 円
大和住銀外国株式ファンドMSVA(適格機関投資家限定)	39,685,254 円
大和住銀年金設計ファンド30VA(適格機関投資家専用)	52,371 円
大和住銀年金設計ファンド50VA(適格機関投資家専用)	1,056,335 円
大和住銀年金設計ファンド70VA(適格機関投資家専用)	583,833 円

大和住銀バランスファンド６０（適格機関投資家限定）	15,418,023 円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	251,380 円
インターナショナル株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	1,632,182,004 円
合 計	23,752,823,550 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通 貨	銘 柄	株 数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	CONOCOPHILLIPS	564,966	113.760	64,270,532.16	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	96,081	181.900	17,477,133.90	
	EXXON MOBIL CORP	186,796	120.310	22,473,426.76	
	FREEPORT-MCMORAN INC	428,994	43.550	18,682,688.70	
	RELIANCE INC	87,994	310.330	27,307,178.02	
	BOEING CO/THE	111,111	143.870	15,985,539.57	
	DEERE & CO	57,912	404.530	23,427,141.36	
	FASTENAL CO	52,700	81.800	4,310,860.00	
	GENERAL ELECTRIC	121,786	177.520	21,619,450.72	
	STANDARDAERO INC	79,400	28.530	2,265,282.00	
	COPART INC	288,885	56.630	16,359,557.55	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	124,737	213.990	26,692,470.63	
	UBER TECHNOLOGIES INC	254,829	69.330	17,667,294.57	
	TESLA INC	121,609	338.740	41,193,832.66	
	STARBUCKS CORP	216,935	100.400	21,780,274.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	134,350	89.350	12,004,172.50	
	AMAZON.COM INC	365,661	201.700	73,753,823.70	
	CARVANA CO	91,873	244.690	22,480,404.37	
	MERCADOLIBRE INC	11,636	1,916.120	22,295,972.32	
	RH	44,349	318.860	14,141,122.14	
	DOLLAR GENERAL CORP	100,017	77.090	7,710,310.53	
	CELSIUS HOLDINGS INC	304,993	25.790	7,865,769.47	
	KENVUE INC	1,768,728	23.720	41,954,228.16	
	INTUITIVE SURGICAL INC	18,028	531.640	9,584,405.92	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	63,496	589.650	37,440,416.40	
	ELI LILLY & CO	119,876	727.200	87,173,827.20	
	REPLIGEN CORP	186,478	123.410	23,013,249.98	
	VAXCYTE INC	17,200	86.490	1,487,628.00	
	BANK OF AMERICA CORP	1,268,933	46.720	59,284,549.76	
	CITIGROUP INC	467,371	69.000	32,248,599.00	
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	76,800	164.310	12,619,008.00	

	BLOCK INC	231,500	90.790	21,017,885.00	
	MORGAN STANLEY	89,461	133.780	11,968,092.58	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	573,096	81.390	46,644,283.44	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	218,901	130.580	28,584,092.58	
	APPLOVIN CORP-CLASS A	18,100	298.000	5,393,800.00	
	CADENCE DESIGN SYS INC	55,200	294.325	16,246,740.00	
	HUBSPOT INC	39,655	668.320	26,502,229.60	
	MICROSOFT CORP	217,564	415.760	90,454,408.64	
	SHOPIFY INC - CLASS A	200,537	105.880	21,232,857.56	
	SYNOPSYS INC	31,247	523.980	16,372,803.06	
	AMPHENOL CORP-CL A	75,400	69.880	5,268,952.00	
	APPLE INC	283,765	228.020	64,704,095.30	
	CIENA CORP	167,300	66.580	11,138,834.00	
	CORNING INC	268,461	46.440	12,467,328.84	
	ADVANCED MICRO DEVICES	207,721	138.930	28,858,678.53	
	BROADCOM INC	110,409	165.670	18,291,459.03	
	NVIDIA CORP	671,780	140.150	94,149,967.00	
	CONSTELLATION ENERGY	121,116	230.280	27,890,592.48	
	ALPHABET INC-CL A	65,739	175.300	11,524,046.70	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	90,977	554.400	50,437,648.80	
	NETFLIX INC	20,528	847.050	17,388,242.40	
	アメリカ・ドル小計	11,592,981		1,433,107,187.59 (221,386,398,339)	
香港・ドル	PRADA S.P.A.	2,788,000	54.550	152,085,400.00	
	MEITUAN-CLASS B	752,322	169.000	127,142,418.00	
	香港・ドル小計	3,540,322		279,227,818.00 (5,542,672,187)	
台湾・ドル	ACCTON TECHNOLOGY CORP	679,000	592.000	401,968,000.00	
	SILERGY CORP	542,000	440.500	238,751,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	2,050,000	1,025.000	2,101,250,000.00	
	台湾・ドル小計	3,271,000		2,741,969,000.00 (13,012,288,086)	
イギリス・ ポンド	UNILEVER PLC	937,166	45.550	42,687,911.30	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	352,980	107.100	37,804,158.00	
	イギリス・ポンド小計	1,290,146		80,492,069.30 (15,755,517,645)	
スイス・フ ラン	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	203,927	121.250	24,726,148.75	
	SONOVA HOLDING AG-REG	63,133	316.900	20,006,847.70	
	スイス・フラン小計	267,060		44,732,996.45 (7,820,669,769)	
スウェー デン・ク	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	14,566	141.500	2,061,089.00	

ローナ					
スウェーデン・クローナ小計		14,566		2,061,089.00 (29,123,189)	
インド・ルピー	ICICI BANK LTD	1,261,220	1,253.450	1,580,876,209.00	
	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	842,406	1,722.750	1,451,254,936.50	
インド・ルピー小計		2,103,626		3,032,131,145.50 (5,579,121,308)	
インドネシア・ルピア	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	33,525,800	10,000.000	335,258,000,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	39,650,600	4,350.000	172,480,110,000.00	
インドネシア・ルピア小計		73,176,400		507,738,110,000.00 (4,975,833,478)	
韓国・ウォン	SK HYNIX INC	217,013	171,700.000	37,261,132,100.00	
韓国・ウォン小計		217,013		37,261,132,100.00 (4,135,985,663)	
ユーロ	AIRBUS SE	69,382	138.540	9,612,182.28	
	SARTORIUS AG-VORZUG	125,923	209.800	26,418,645.40	
	ADYEN NV	24,953	1,238.400	30,901,795.20	
	SAP SE	168,179	218.600	36,763,929.40	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	142,449	110.550	15,747,736.95	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	893,800	29.740	26,581,612.00	
ユーロ小計		1,424,686		146,025,901.23 (23,891,297,700)	
合 計		96,897,800		302,128,907,364 (302,128,907,364)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	52 銘柄	72.2%	73.3%
香港・ドル	株式	2 銘柄	1.8%	1.8%
台湾・ドル	株式	3 銘柄	4.2%	4.3%
イギリス・ポンド	株式	2 銘柄	5.1%	5.2%
スイス・フラン	株式	2 銘柄	2.6%	2.6%
スウェーデン・クローナ	株式	1 銘柄	0.0%	0.0%
インド・ルピー	株式	2 銘柄	1.8%	1.8%
インドネシア・ルピア	株式	2 銘柄	1.6%	1.6%
韓国・ウォン	株式	1 銘柄	1.3%	1.4%
ユーロ	株式	6 銘柄	7.8%	7.9%

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

インターナショナル債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 11 月 19 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	180,896,674
金銭信託	561,893
コール・ローン	144,446,416
国債証券	6,581,588,583
地方債証券	27,041,848
特殊債券	290,256,002
社債券	140,954,710
派生商品評価勘定	92,784,102
未収入金	493,254,459
未収利息	35,062,268
前払費用	23,808,472
差入委託証拠金	109,916,413
流動資産合計	8,120,571,840
資産合計	
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	95,348,693
未払金	450,754,042
未払解約金	59,740,509
流動負債合計	605,843,244
負債合計	
純資産の部	
元本等	
元本	2,166,051,861
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	5,348,676,735
元本等合計	7,514,728,596
純資産合計	
負債純資産合計	

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023 年 11 月 21 日
	至 2024 年 11 月 19 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 11 月 19 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,166,051,861 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 3.4693 円 (1 万口当たりの純資産額 34,693 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。

	2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 11 月 19 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024 年 11 月 19 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	債券先物取引 買建				
	US 10YR NOTE (CBT) DEC24	610,524,270	-	609,655,320	△868,950
	US 10yr Ultra Fut DEC24	106,212,239	-	104,288,487	△1,923,752
	US 2YR NOTE (CBT) DEC24	127,904,608	-	126,890,836	△1,013,772
	US 5YR NOTE (CBT) DEC24	390,964,739	-	378,981,672	△11,983,067
	US LONG BOND (CBT) DEC24	210,646,351	-	197,647,505	△12,998,846
	AUST 10Y BOND FUT DEC24	141,409,517	-	133,686,119	△7,723,398
	AUST 3Y BOND FUTURE DEC24	344,980,206	-	338,061,256	△6,918,950
	LONG GILT FUTURE DEC24	38,756,520	-	36,697,335	△2,059,185
	EURO-BUND FUTURE DEC24	307,023,982	-	302,213,848	△4,810,134
	小計	2,278,422,432	-	2,228,122,378	△50,300,054
	売建				
	EURO BUXL 30Y BND DEC24	67,492,355	-	65,221,490	2,270,865
	EURO-BTP FUTURE DEC24	118,638,519	-	118,024,982	613,537
	EURO-SCHATZ FUT DEC24	52,313,172	-	52,381,378	△68,206
	小計	238,444,046	-	235,627,850	2,816,196

合 計	2,516,866,478	-	2,463,750,228	△47,483,858
-----	---------------	---	---------------	-------------

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	2,139,402,524	-	2,213,196,747	73,794,223
	カナダ・ドル	148,053,941	-	149,030,751	976,810
	オーストラリア・ドル	17,044,540	-	16,776,630	△267,910
	シンガポール・ドル	5,920,222	-	5,831,632	△88,590
	ニュージーランド・ドル	244,117,768	-	240,891,941	△3,225,827
	イギリス・ポンド	70,440,248	-	69,342,073	△1,098,175
	イスラエル・シェケル	23,798,617	-	24,990,763	1,192,146
	スイス・フラン	226,834,905	-	225,986,489	△848,416
	デンマーク・クローネ	20,231,378	-	19,937,850	△293,528
	ノルウェー・クローネ	12,375,276	-	12,262,240	△113,036
	スウェーデン・クローナ	2,716,449	-	2,658,690	△57,759
	オフショア・人民元	242,151,402	-	237,806,884	△4,344,518
	マレーシア・リングギット	112,423,780	-	113,430,747	1,006,967
	ユーロ	283,340,403	-	280,298,084	△3,042,319
	小計	3,548,851,453	-	3,612,441,521	63,590,068
	売建				
	アメリカ・ドル	1,624,212,929	-	1,644,169,268	△19,956,339
	ニュージーランド・ドル	300,910,928	-	298,716,676	2,194,252
	イギリス・ポンド	210,158,695	-	210,231,861	△73,166
	メキシコ・ペソ	16,748,017	-	16,395,680	352,337
	マレーシア・リングギット	76,300,179	-	75,839,121	461,058
	ポーランド・ズロチ	56,538,771	-	55,890,610	648,161
	ユーロ	1,033,727,784	-	1,036,024,886	△2,297,102
	小計	3,318,597,303	-	3,337,268,102	△18,670,799

合 計	6,867,448,756	-	6,949,709,623	44,919,269
-----	---------------	---	---------------	------------

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 19 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 11 月 19 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,155,434,804 円
同期中における追加設定元本額	244,844,440 円
同期中における一部解約元本額	234,227,383 円
2024 年 11 月 19 日現在の元本の内訳	
大和住銀DC外国債券ファンド	1,362,806,352 円
大和住銀DC年金設計ファンド30	123,111,867 円
大和住銀DC年金設計ファンド50	288,399,537 円
大和住銀DC年金設計ファンド70	347,014,897 円
大和住銀／T．ロウ・プライス外国債券ファンドVA	13,206,175 円
大和住銀年金設計ファンド30VA（適格機関投資家専用）	353,120 円
大和住銀年金設計ファンド50VA（適格機関投資家専用）	2,539,492 円
大和住銀年金設計ファンド70VA（適格機関投資家専用）	920,372 円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	26,914,346 円
大和住銀世界資産バランスVA（適格機関投資家限定）	785,703 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	B 0 04/17/25	3,373,000.00	3,312,724.49	
		B 0 05/15/25	2,900,000.00	2,838,433.00	
		T 3.875 08/15/34	539,000.00	515,796.05	
		T 4.25 02/15/54	1,927,000.00	1,811,823.21	
		T 4.25 08/15/54	393,000.00	369,848.37	
		T 4.375 05/15/34	772,000.00	769,344.32	
		T 4.625 04/30/31	3,318,000.00	3,370,424.40	
		TII 0.125 01/15/32	700,000.00	697,351.82	
		TII 2.125 04/15/29	1,146,000.00	1,175,707.67	
	アメリカ・ドル小計		15,068,000.00	14,861,453.33 (2,295,797,309)	
	シンガポール・ドル	SIGB 3.25 06/01/54	200,000.00	216,530.00	
		シンガポール・ドル小計	200,000.00	216,530.00 (24,970,240)	
	ニュージーランド・ドル	NZGB 2.75 05/15/51	1,007,000.00	654,852.10	
		NZGB 5 05/15/54	165,000.00	159,645.75	
		ニュージーランド・ドル小計	1,172,000.00	814,497.85 (73,980,840)	
	イギリス・ポンド	UKT 4 10/22/63	248,000.00	211,372.88	
		UKT 4.125 01/29/27	925,000.00	919,625.75	
		UKT 4.5 06/07/28	1,520,000.00	1,527,372.00	
	イギリス・ポンド小計		2,693,000.00	2,658,370.63 (520,349,467)	
	スウェーデン・クローナ	SGB 1.75 11/11/33	670,000.00	650,603.50	
		スウェーデン・クローナ小計	670,000.00	650,603.50 (9,193,026)	
	メキシコ・ペソ	MBONO 7.5 05/26/33	6,297,000.00	5,431,414.38	
		MBONO 7.75 11/23/34	4,297,000.00	3,710,717.32	
	メキシコ・ペソ小計		10,594,000.00	9,142,131.70	

			(69,913,538)	
オフショア・人民元	CGB 2.47 07/25/54	3,500,000.00	3,618,020.00	
	CGB 2.52 08/25/33	18,480,000.00	19,077,088.80	
オフショア・人民元小計		21,980,000.00	22,695,108.80 (484,856,035)	
ポーランド・ズロチ	POLGB 5 10/25/34	2,725,000.00	2,577,959.00	
ポーランド・ズロチ小計		2,725,000.00	2,577,959.00 (97,307,639)	
ユーロ	BTPS 3.35 07/01/29	1,412,000.00	1,440,141.16	
	BTPS 3.45 03/01/48	174,000.00	160,113.06	
	BTPS 4.2 03/01/34	203,000.00	215,336.31	
	BTPS 4.5 10/01/53	336,000.00	359,227.68	
	CHILE 0.83 07/02/31	245,000.00	208,617.50	
	DBR 1 08/15/25	1,890,000.00	1,870,362.90	
	DBR 3.25 07/04/42	357,000.00	390,654.39	
	DBRI 0.1 04/15/26	1,900,000.00	2,384,760.01	
	DBRI 0.5 04/15/30	665,000.00	851,574.19	
	FRTR 2.75 02/25/29	2,170,000.00	2,179,200.80	
	FRTR 3 11/25/34	1,659,000.00	1,645,711.41	
	LATVIA 3.875 05/22/29	100,000.00	103,935.00	
	LITHUN 3.5 02/13/34	110,000.00	112,434.30	
	NETHER 0.75 07/15/28	200,000.00	189,480.00	
	NETHER 5.5 01/15/28	230,000.00	252,701.00	
	OBL 2.1 04/12/29	1,266,000.00	1,262,239.98	
	OBL 2.4 10/19/28	1,587,000.00	1,602,790.65	
	OBL 2.5 10/11/29	1,413,000.00	1,432,598.31	
	RAGB 0.85 06/30/20	130,000.00	57,573.10	
	RAGB 3.15 06/20/44	187,000.00	189,905.98	
	SLOREP 0.4875 10/20/50	36,000.00	18,658.44	
	SPGB 1.4 07/30/28	266,000.00	255,780.28	
	SPGB 1.9 10/31/52	161,000.00	113,176.56	
	SPGB 2.9 10/31/46	115,000.00	104,126.75	
	SPGB 3.55 10/31/33	926,000.00	967,095.88	
ユーロ小計		17,738,000.00	18,368,195.64 (3,005,220,489)	
国債証券合計			6,581,588,583 (6,581,588,583)	
地方債証券	アメリカ・ドル	ONT 1.05 05/21/27	190,000.00	175,050.80
	アメリカ・ドル小計		190,000.00	175,050.80

				(27, 041, 848)	
地方債証券合計				27, 041, 848 (27, 041, 848)	
特殊債券	アメリカ・ドル	KOROIL 4.75 04/03/26	200, 000. 00	199, 678. 00	
		アメリカ・ドル小計		200, 000. 00	199, 678. 00 (30, 846, 257)
	オーストラリア・ドル	ASIA 4.8 01/17/33	340, 000. 00	336, 481. 00	
		EIB 4.2 08/21/28	340, 000. 00	336, 923. 00	
		KFW 4.2 02/08/29	338, 000. 00	334, 042. 02	
		NSWTC 4 05/20/26	141, 000. 00	140, 390. 88	
	オーストラリア・ドル小計		1, 159, 000. 00	1, 147, 836. 90 (115, 208, 391)	
	イギリス・ポンド	ASIA 3.875 02/10/26	193, 000. 00	191, 380. 73	
		KFW 4.125 02/18/26	190, 000. 00	188, 928. 40	
	イギリス・ポンド小計		383, 000. 00	380, 309. 13 (74, 441, 709)	
	ユーロ	ASIA 0.35 07/16/25	115, 000. 00	113, 269. 25	
		EU 0 07/04/35	51, 000. 00	37, 686. 45	
		EU 3.25 02/04/50	186, 000. 00	184, 259. 04	
		EU 3.375 10/05/54	91, 000. 00	91, 162. 89	
	ユーロ小計		443, 000. 00	426, 377. 63 (69, 759, 645)	
特殊債券合計				290, 256, 002 (290, 256, 002)	
社債券	アメリカ・ドル	ABDPOC 2.5 05/06/31	200, 000. 00	173, 314. 00	
		ARAMCO 1.602 06/17/26	200, 000. 00	189, 780. 00	
		GASBCM 5.8528 02/23/36	200, 000. 00	198, 596. 00	
		PEMEX 6.5 03/13/27	75, 000. 00	72, 675. 75	
	アメリカ・ドル小計		675, 000. 00	634, 365. 75 (97, 996, 821)	
	オフショア・人民元	TEMASE 2.75 08/28/34	1, 000, 000. 00	1, 005, 170. 00	
		TEMASE 3.1 08/28/54	1, 000, 000. 00	1, 005, 600. 00	
オフショア・人民元小計		2, 000, 000. 00	2, 010, 770. 00 (42, 957, 889)		
社債券合計				140, 954, 710 (140, 954, 710)	
合 計				7, 039, 841, 143 (7, 039, 841, 143)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	9 銘柄	30.6%	32.6%
	地方債証券	1 銘柄	0.4%	0.4%
	特殊債券	1 銘柄	0.4%	0.4%
	社債券	4 銘柄	1.3%	1.4%
オーストラリア・ドル	特殊債券	4 銘柄	1.5%	1.6%
シンガポール・ドル	国債証券	1 銘柄	0.3%	0.4%
ニュージーランド・ドル	国債証券	2 銘柄	1.0%	1.1%
イギリス・ポンド	国債証券	3 銘柄	6.9%	7.4%
	特殊債券	2 銘柄	1.0%	1.1%
スウェーデン・クローナ	国債証券	1 銘柄	0.1%	0.1%
メキシコ・ペソ	国債証券	2 銘柄	0.9%	1.0%
オフショア・人民元	国債証券	2 銘柄	6.5%	6.9%
	社債券	2 銘柄	0.6%	0.6%
ポーランド・ズロチ	国債証券	1 銘柄	1.3%	1.4%
ユーロ	国債証券	25 銘柄	40.0%	42.7%
	特殊債券	4 銘柄	0.9%	1.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

大和住銀DC年金設計ファンド30

2024年11月29日現在

I 資産総額	4,390,827,242 円
II 負債総額	6,901,724 円
III 純資産総額（I－II）	4,383,925,518 円
IV 発行済口数	2,002,672,265 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	2.1890 円 (21,890 円)

大和住銀DC年金設計ファンド50

2024年11月29日現在

I 資産総額	10,681,714,064 円
II 負債総額	12,939,057 円
III 純資産総額（I－II）	10,668,775,007 円
IV 発行済口数	3,336,010,816 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	3.1981 円 (31,981 円)

大和住銀DC年金設計ファンド70

2024年11月29日現在

I 資産総額	12,043,954,832 円
II 負債総額	17,288,075 円
III 純資産総額 (I - II)	12,026,666,757 円
IV 発行済口数	2,602,926,293 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	4.6204 円
(1万口当たり純資産額)	(46,204 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2024年11月29日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

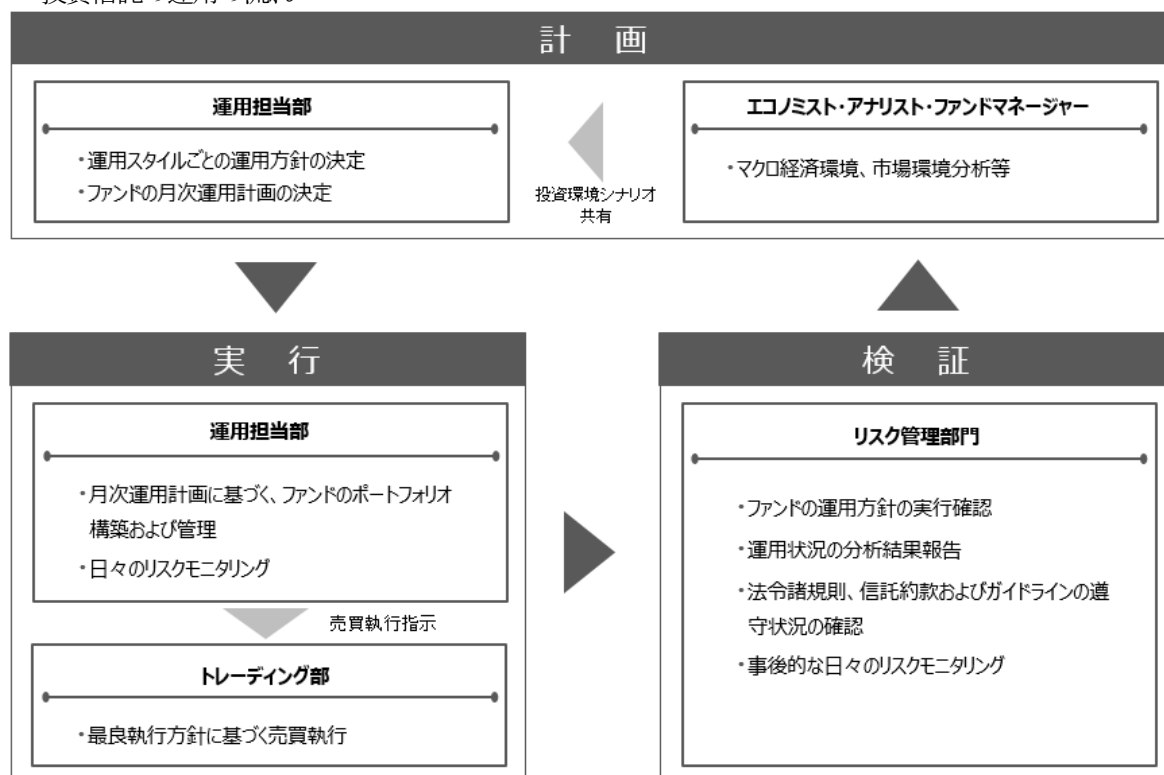
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2024年11月29日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	657	13,488,884
単位型株式投資信託	81	644,511
追加型公社債投資信託	1	23,036
単位型公社債投資信託	144	223,661
合 計	883	14,380,094

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第 2 条、第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第 39 期（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第 40 期中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024 年 6 月 14 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 深井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 39 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024 年 11 月 18 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告

書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,742,400	66,540,261
金銭の信託	12,645,575	23,435,831
顧客分別金信託	300,046	300,051
前払費用	546,900	583,635
未収入金	437,880	193,837
未収委託者報酬	11,563,662	14,480,419
未収運用受託報酬	2,138,030	3,342,186
未収投資助言報酬	344,586	406,420
未収収益	35,477	84,166
その他の流動資産	8,423	43,391
流動資産合計	65,762,982	109,410,202
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	1,361,305	1,265,924
器具備品	559,057	516,485
土地	710	710
リース資産	4,114	1,782
建設仮勘定	81,240	-
有形固定資産合計	2,006,427	1,784,901
無形固定資産		
ソフトウェア	2,414,295	2,606,617
ソフトウェア仮勘定	508,956	101,101
のれん	3,045,409	2,740,868
顧客関連資産	11,445,340	9,332,065
電話加入権	12,706	12,706
商標権	36	30
無形固定資産合計	17,426,744	14,793,389
投資その他の資産		
投資有価証券	9,222,276	9,976,957
関係会社株式	11,850,598	1,927,221
長期差入保証金	1,388,987	1,361,654
長期前払費用	80,207	44,009
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	-	716,093
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	22,611,799	14,095,666
固定資産合計	42,044,971	30,673,957
資産合計	107,807,953	140,084,160

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	2,564	1,960
顧客からの預り金	11,094	21,728
その他の預り金	128,069	166,944
未払金		
未払収益分配金	2,013	1,927
未払償還金	1,312	1,253
未払手数料	5,194,011	6,580,971
その他未払金	259,542	642,514
未払費用	6,370,986	7,405,559
未払消費税等	406,770	937,155
未払法人税等	333,009	5,104,541
賞与引当金	1,801,492	2,854,060
資産除去債務	13,940	-
その他の流動負債	73,657	17,443
流動負債合計	14,598,465	23,736,060
固定負債		
リース債務	1,960	-
繰延税金負債	550,493	-
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989
固定負債合計	5,580,287	4,941,989
負債合計	20,178,752	28,678,050
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,391,568	27,075,963
利益剰余金合計	3,675,814	27,360,208
株主資本計	87,771,760	111,456,155
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 142,558	△ 50,045
評価・換算差額等合計	△ 142,558	△ 50,045
純資産合計	87,629,201	111,406,109
負債・純資産合計	107,807,953	140,084,160

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	61,471,271	69,953,226
運用受託報酬	8,978,419	11,147,187
投資助言報酬	1,273,386	1,302,916
その他営業収益		
サービス支援手数料	208,222	319,553
その他	22,995	8,758
営業収益計	71,954,296	82,731,642
営業費用		
支払手数料	28,036,456	32,014,851
広告宣伝費	294,588	320,694
調査費		
調査費	3,749,357	4,637,211
委託調査費	11,455,987	12,412,033
営業雑経費		
通信費	61,068	56,291
印刷費	452,951	457,187
協会費	38,701	38,305
諸会費	33,447	30,484
情報機器関連費	5,067,617	5,268,275
販売促進費	29,621	31,339
その他	197,696	253,344
営業費用合計	49,417,495	55,520,019
一般管理費		
給料		
役員報酬	219,872	232,329
給料・手当	7,807,797	8,043,456
賞与	1,042,472	1,073,375
賞与引当金繰入額	1,798,492	2,854,060
交際費	27,713	57,134
寄付金	25,518	26,400
事務委託費	1,727,189	2,022,734
旅費交通費	99,733	166,596
租税公課	352,030	600,468
不動産賃借料	1,268,303	1,249,392
退職給付費用	624,551	712,228
固定資産減価償却費	3,247,869	3,281,572
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	200,758	215,455
一般管理費合計	18,746,845	20,839,745
営業利益	3,789,956	6,371,877

(単位：千円)

		前事業年度	当事業年度
		(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業外収益			
受取配当金		1,755	11,021,392
受取利息		1,373	2,840
金銭の信託運用益		-	199,056
時効成立分配金・償還金		521	461
原稿・講演料		2,281	2,143
投資有価証券償還益		119,033	5,384
投資有価証券売却益		25,848	12,261
為替差益		5,816	-
雑収入		91,814	129,137
営業外収益合計		248,443	11,372,678
営業外費用			
金銭の信託運用損		454,339	-
投資有価証券償還損		83,598	10,829
投資有価証券売却損		152,691	48,575
為替差損		-	4,701
営業外費用合計		690,629	64,106
経常利益		3,347,770	17,680,450
特別利益			
子会社株式売却益	※1	-	14,096,622
特別利益合計		-	14,096,622
特別損失			
固定資産除却損	※2	13,203	12,385
早期退職費用	※3	126,832	-
支払補償費	※4	30,075	-
特別損失合計		170,111	12,385
税引前当期純利益		3,177,659	31,764,687
法人税、住民税及び事業税		1,622,064	7,802,794
法人税等調整額		△ 541,433	△ 1,314,394
法人税等合計		1,080,631	6,488,400
当期純利益		2,097,028	25,276,287

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,540,254
当期純利益						2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 443,225
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	4, 119, 040	88, 214, 986	297, 138	297, 138	88, 512, 124
当期変動額					
剰余金の配当	△ 2, 540, 254	△ 2, 540, 254			△ 2, 540, 254
当期純利益	2, 097, 028	2, 097, 028			2, 097, 028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 439, 697	△ 439, 697	△ 439, 697
当期変動額合計	△ 443, 225	△ 443, 225	△ 439, 697	△ 439, 697	△ 882, 923
当期末残高	3, 675, 814	87, 771, 760	△ 142, 558	△ 142, 558	87, 629, 201

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3, 675, 814	87, 771, 760	△ 142, 558	△ 142, 558	87, 629, 201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1, 591, 892	△ 1, 591, 892			△ 1, 591, 892
当期純利益	25, 276, 287	25, 276, 287			25, 276, 287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92, 513	92, 513	92, 513
当期変動額合計	23, 684, 394	23, 684, 394	92, 513	92, 513	23, 776, 908
当期末残高	27, 360, 208	111, 456, 155	△ 50, 045	△ 50, 045	111, 406, 109

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	301,463千円	397,568千円
器具備品	1,499,284千円	1,493,885千円
リース資産	7,493千円	9,824千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

前事業年度は、当社は、子会社である Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

当事業年度は、該当事項はありません。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	12,514千円	一千円

(損益計算書関係)

※1 子会社売却益

日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益であります。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
建物	2,482 千円	9,039 千円
器具備品	4,273 千円	2,987 千円
リース資産	532 千円	－千円
ソフトウェア	5,915 千円	358 千円

※3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

※4 支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	－	－	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 29 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 29 日

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	－	－	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 29 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,161,545
1年超	1,161,545	－
合計	2,323,090	1,161,545

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（(注1) 参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	12, 645, 575	12, 645, 575	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9, 182, 466	9, 182, 466	—
資産計	21, 828, 042	21, 828, 042	—

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	23, 435, 831	23, 435, 831	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9, 292, 678	9, 292, 678	—
資産計	32, 728, 510	32, 728, 510	—

(注1) 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
その他有価証券		
(1) 非上場株式	39, 809	40, 370
(2) 組合出資金等	—	643, 909
合計	39, 809	684, 279
子会社株式		
非上場株式	11, 850, 598	1, 927, 221
合計	11, 850, 598	1, 927, 221

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針 27-3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	12, 645, 575	—	12, 645, 575
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9, 182, 466	—	9, 182, 466
資産計	—	21, 828, 042	—	21, 828, 042

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

前事業年度（2023年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 11,850,598 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 1,927,221 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,144,004	3,054,367	89,637
小計	3,144,004	3,054,367	89,637
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,038,462	6,295,278	△256,815
小計	6,038,462	6,295,278	△256,815
合計	9,182,466	9,349,645	△167,178

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 39,809 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,675,637	25,848	152,691

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
6,449,143	119,033	83,598

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	5,084,506	5,027,832
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の発生額	△12,781	△34,405
退職給付の支払額	△479,583	△466,321
過去勤務費用の発生額	—	△20,064
退職給付債務の期末残高	5,027,832	4,941,989

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	5,027,832	4,941,989
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の費用処理額	△12,781	△34,405
過去勤務費用の費用処理額	—	△20,064
その他	△39,914	67,197
確定給付制度に係る退職給付費用	382,994	447,675

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
割引率	0.230%	0.440%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 241,556 千円、当事業年度 264,552 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,539,522	1,513,237
賞与引当金	551,617	873,913
調査費	473,972	558,908
未払金	211,439	176,993
未払事業税	39,995	365,090
ソフトウェア償却	105,506	101,113
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	120,350	109,942
その他	21,158	18,064
繰延税金資産小計	3,178,439	3,832,139
評価性引当額	△ 193,662	△198,503
繰延税金資産合計	2,984,776	3,633,635
繰延税金負債		
無形固定資産	3,504,563	2,857,478
資産除去債務	3,201	—
その他有価証券評価差額金	27,506	60,063
繰延税金負債合計	3,535,270	2,917,542
繰延税金資産（負債）の純額	△550,493	716,093

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.0	△10.6
のれん償却費	2.9	0.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0	0.1
所得税額控除による税額控除	△1.3	-
その他	△1.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0	20.4

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	61,471,271	8,978,419	1,273,386	231,218	71,954,296

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,506	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,279,199	未払 手数料	1,265,651
親会社 の 子会社	SMBC 日興 証券㈱	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	7,030,381	未払 手数料	1,288,749

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	—	投資の取崩委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の 子会社	SMBG 日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	—	投資の取崩委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三井住友フィ ナンシャルグル ープ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却 (売却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	2,587.21 円	3,289.22 円
1 株当たり当期純利益	61.91 円	746.27 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	2,097,028	25,276,287
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	2,097,028	25,276,287
期中平均株式数 (株)	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第 40 期中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		47,554,844
金銭の信託		32,385,266
顧客分別金信託		500,088
前払費用		668,897
未収委託者報酬		14,766,695
未収運用受託報酬		3,912,269
未収投資助言報酬		414,955
未収収益		95,923
その他		107,185
流動資産合計		100,406,126
固定資産		
有形固定資産	※1	1,723,779
無形固定資産		
のれん		2,588,598
顧客関連資産		8,275,427
その他		2,669,494
無形固定資産合計		13,533,520
投資その他の資産		
投資有価証券		8,628,900
関係会社株式		1,927,221
繰延税金資産		851,984
その他		1,484,455
貸倒引当金		△20,750
投資その他の資産合計		12,871,811
固定資産合計		28,129,111
資産合計		128,535,237
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		35,815
その他の預り金		102,081
未払金		6,905,143
未払費用		6,996,236
未払法人税等		1,639,174
前受収益		20,339
賞与引当金		2,605,528
その他	※2	864,362
流動負債合計		19,168,682
固定負債		
退職給付引当金		5,101,556
固定負債合計		5,101,556

負債合計	24,270,238
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	19,992,998
利益剰余金合計	20,277,244
株主資本合計	104,373,190
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△108,191
評価・換算差額等合計	△108,191
純資産合計	104,264,998
負債純資産合計	128,535,237

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
営業収益			
委託者報酬			38,900,518
運用受託報酬			5,763,952
投資助言報酬			699,359
その他の営業収益			206,638
営業収益計			45,570,468
営業費用			30,344,119
一般管理費	※1		10,363,314
営業利益			4,863,035
営業外収益	※2		482,490
営業外費用	※3		179,370
経常利益			5,166,155
特別損失	※4		0
税引前中間純利益			5,166,155
法人税、住民税及び事業税			1,475,655
法人税等調整額			△64,954
法人税等合計			1,410,700
中間純利益			3,755,454

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 40 期中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金
						繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当中間期変動額						
剰余金の配当						△10,838,419
中間純利益						3,755,454
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△7,082,964
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	19,992,998

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△50,045	△50,045	111,406,109
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,838,419	△10,838,419			△10,838,419
中間純利益	3,755,454	3,755,454			3,755,454
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			△58,146	△58,146	△58,146
当中間期変動額合計	△7,082,964	△7,082,964	△58,146	△58,146	△7,141,110
当中間期末残高	20,277,244	104,373,190	△108,191	△108,191	104,264,998

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物 (建物附属設備を除く) 並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30 年
器具備品	4～15 年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14 年
顧客関連資産	6～19 年
ソフトウェア (自社利用分)	5 年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

第 40 期中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,996,227 千円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
※3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000 千円
借入実行残高	—
差引額	10,000,000 千円

(中間損益計算書関係)

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
※1. 一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270 千円
減価償却実施額	
有形固定資産	134,998 千円
無形固定資産	1,537,662 千円
※2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	387,174 千円
投資有価証券売却益	798 千円
為替差益	6,926 千円
※3. 営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	11,765 千円
投資有価証券償還損	124,882 千円
投資有価証券売却損	93 千円
投資事業組合運用損	42,628 千円
※4. 特別損失のうち主要なもの	
固定資産除却損	0 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(リース取引関係)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	1,145,406千円
1年超	5,081,701千円
合 計	6,227,108千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第40期中間会計期間(2024年9月30日)

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません((注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	32,385,266	32,385,266	—
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	7,511,892	7,511,892	—
資産計	39,897,158	39,897,158	—

(注1) 市場価格のない金融商品

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
(1)非上場株式	40,367
(2)組合出資金等	1,076,640
合計	1,117,008
子会社株式	
非上場株式	1,927,221
合計	1,927,221

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	32,385,266	—	32,385,266
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	7,511,892	—	7,511,892
資産計	—	39,897,158	—	39,897,158

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

1. 子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3,313,926	3,300,367	13,559
小計	3,313,926	3,300,367	13,559
(2) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	4,197,965	4,313,296	△115,330
小計	4,197,965	4,313,296	△115,330
合計	7,511,892	7,613,663	△101,770

(注) 組合出資金等（中間貸借対照表計上額 1,117,008千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	38,900,518	5,763,952	699,359	206,638	45,570,468

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
1 株当たり純資産額	3,078 円 38 銭
1 株当たり中間純利益	110 円 87 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

追加型投資信託

大和住銀DC年金設計ファンド30

約 款

運用の基本方針

約款第21条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、マザーファンドへの投資を通じて世界各国の株式および公社債へバランス運用を行うことにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「年金日本株式マザーファンド」「年金日本債券マザーファンド」「インターナショナル株式マザーファンド」「インターナショナル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式・公社債等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、国内株式、国内債券、海外株式、海外債券へ分散投資を行う各マザーファンドへ投資を行うことにより、リスクの低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② 各資産（マザーファンド）への基本的な投資比率（「基本資産配分」）は、年金日本株式マザーファンド：25%、年金日本債券マザーファンド：60%、インターナショナル株式マザーファンド：5%、インターナショナル債券マザーファンド：10%します。
- ③ 資産配分は、基本資産配分より、原則として各資産±5%の範囲内で行います。
- ④ 実質組入れ外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、取得時において信託財産の純資産総額の40%未満とします。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

ただし、親投資信託への投資割合には制限を設けません。

- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、取得時において信託財産の純資産総額の25%以内とします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第25条の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、約款第26条の範囲で行います。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第27条の範囲で行います。
- ⑨ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型投資信託 **<大和住銀DC年金設計ファンド30>**

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金 1 千万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者との合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第 7 項、第53条第 1 項、第54条第 1 項、第55条第 1 項および第57条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託の当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については、1 千万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第31条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受

益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第33条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続き

を委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、基準価額に第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第44条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第15条 <削除>

(記名式の受益証券の再交付)

第16条 <削除>

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第17条 <削除>

(受益証券の再交付の費用)

第18条 <削除>

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第20条 委託者は、信託金を、主として三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「年金日本株式マザーファンド」「年金日本債券マザーファンド」「インターナショナル株式マザーファンド」「インターナショナル債券マザーファンド」の受益証券(以下「マザーファンド」といいます。))ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。))に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特別目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)

以下同じ。) および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、主として前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドに属す

る当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑧ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第22条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第23条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前各項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総

額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限)

第28条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」

といひます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいひます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入にかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものと

します。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第33条の2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第33条の3 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(保管業務の委任)

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第35条 受託者は、信託財産に属する有価証券を法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第36条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第37条 <削除>

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第38条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかに

する方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第39条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第40条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第44条 この信託の計算期間は、原則として毎年11月20日から翌年11月19日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成14年11月19日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、

「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第46条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸費用」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の90の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および各計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。
- ④ 第20条第1項に規定する「インターナショナル株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、信託財産に属するとみなされる「インターナショナル株式マザーファンド」の時価総額に年10,000分の51の率を乗じて得た金額とし、第1項に基づいて委託者が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。
- ⑤ 第20条第1項に規定する「インターナショナル債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、信託財産に属するとみなされる「インターナショナル債券マザーファンド」の時価総額に年10,000分の36の率を乗じて得た金額とし、第1項に基づいて委託者が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。
- ⑥ 第4項および第5項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(収益の分配)

第48条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第49条 受託者は、収益分配金については、原則として第50条第1項に規定する支払開始日および第50条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第50条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第50条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第50条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第51条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

⑦ ⑧<削除>

(収益分配金および償還金の時効)

第51条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第52条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が、30億円を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑧ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第53条の規定に従います。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第53条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載し

た書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第59条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第50条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則3 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第18条の規

定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

附則 4 第 27 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則 5 第 27 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年 9 月21日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社

追加型投資信託

大和住銀DC年金設計ファンド50

約 款

運用の基本方針

約款第21条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、マザーファンドへの投資を通じて世界各国の株式および公社債へバランス運用を行うことにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「年金日本株式マザーファンド」「年金日本債券マザーファンド」「インターナショナル株式マザーファンド」「インターナショナル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式・公社債等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、国内株式、国内債券、海外株式、海外債券へ分散投資を行う各マザーファンドへ投資を行うことにより、リスクの低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② 各資産（マザーファンド）への基本的な投資比率（「基本資産配分」）は、年金日本株式マザーファンド：35%、年金日本債券マザーファンド：40%、インターナショナル株式マザーファンド：15%、インターナショナル債券マザーファンド：10%します。
- ③ 資産配分は、基本資産配分より、原則として各資産±5%の範囲内で行います。
- ④ 実質組入れ外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、取得時において信託財産の純資産総額の60%未満とします。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

ただし、親投資信託への投資割合には制限を設けません。

- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、取得時において信託財産の純資産総額の35%以内とします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第25条の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、約款第26条の範囲で行います。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第27条の範囲で行います。
- ⑨ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型投資信託 **<大和住銀DC年金設計ファンド50>**

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金1千万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者との合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第7項、第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項および第57条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託の当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1千万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第31条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受

益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第33条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続き

を委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、基準価額に第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第44条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第15条 <削除>

(記名式の受益証券の再交付)

第16条 <削除>

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第17条 <削除>

(受益証券の再交付の費用)

第18条 <削除>

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第20条 委託者は、信託金を、主として三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「年金日本株式マザーファンド」「年金日本債券マザーファンド」「インターナショナル株式マザーファンド」「インターナショナル債券マザーファンド」の受益証券(以下「マザーファンド」といいます。))ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。))に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特別目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)

以下同じ。) および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、主として前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の60を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドに属す

る当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑧ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第22条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第23条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前各項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総

額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限)

第28条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」

といひます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいひます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入にかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものと

します。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第33条の2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第33条の3 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(保管業務の委任)

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第35条 受託者は、信託財産に属する有価証券を法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第36条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第37条 <削除>

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第38条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかに

する方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第39条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第40条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第44条 この信託の計算期間は、原則として毎年11月20日から翌年11月19日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成14年11月19日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、

「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第46条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸費用」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の110の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および各計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。
- ④ 第20条第1項に規定する「インターナショナル株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、信託財産に属するとみなされる「インターナショナル株式マザーファンド」の時価総額に年10,000分の51の率を乗じて得た金額とし、第1項に基づいて委託者が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。
- ⑤ 第20条第1項に規定する「インターナショナル債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、信託財産に属するとみなされる「インターナショナル債券マザーファンド」の時価総額に年10,000分の36の率を乗じて得た金額とし、第1項に基づいて委託者が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。
- ⑥ 第4項および第5項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(収益の分配)

第48条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第49条 受託者は、収益分配金については、原則として第50条第1項に規定する支払開始日および第50条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第50条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第50条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第50条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第51条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

⑦ ⑧<削除>

(収益分配金および償還金の時効)

第51条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第52条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が、30億円を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑧ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第53条の規定に従います。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第53条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載し

た書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第59条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第50条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則3 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第18条の規

定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

附則 4 第 27 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則 5 第 27 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年 9 月21日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社

追加型投資信託

大和住銀DC年金設計ファンド70

約 款

運用の基本方針

約款第21条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、マザーファンドへの投資を通じて世界各国の株式および公社債へバランス運用を行うことにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「年金日本株式マザーファンド」「年金日本債券マザーファンド」「インターナショナル株式マザーファンド」「インターナショナル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式・公社債等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、国内株式、国内債券、海外株式、海外債券へ分散投資を行う各マザーファンドへ投資を行うことにより、リスクの低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② 各資産（マザーファンド）への基本的な投資比率（「基本資産配分」）は、年金日本株式マザーファンド：50%、年金日本債券マザーファンド：20%、インターナショナル株式マザーファンド：20%、インターナショナル債券マザーファンド：10%します。
- ③ 資産配分は、基本資産配分より、原則として各資産±5%の範囲内で行います。
- ④ 実質組入れ外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、取得時において信託財産の純資産総額の80%未満とします。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

ただし、親投資信託への投資割合には制限を設けません。

- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、取得時において信託財産の純資産総額の40%以内とします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第25条の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、約款第26条の範囲で行います。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第27条の範囲で行います。
- ⑨ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型投資信託 **<大和住銀DC年金設計ファンド70>**

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、1千万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者との合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第7項、第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項および第57条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託の当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1千万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第31条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受

益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第33条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続き

を委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。

② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、基準価額に第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第44条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第15条 <削除>

(記名式の受益証券の再交付)

第16条 <削除>

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第17条 <削除>

(受益証券の再交付の費用)

第18条 <削除>

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第20条 委託者は、信託金を、主として三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「年金日本株式マザーファンド」「年金日本債券マザーファンド」「インターナショナル株式マザーファンド」「インターナショナル債券マザーファンド」の受益証券(以下「マザーファンド」といいます。))ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。))に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特別目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)

以下同じ。) および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、主として前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の80を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドに属す

る当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑧ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第22条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第23条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前各項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総

額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限)

第28条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」

といひます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいひます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入にかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第32条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものと

します。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第33条の2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第33条の3 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(保管業務の委任)

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第35条 受託者は、信託財産に属する有価証券を法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第36条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第37条 <削除>

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第38条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかに

する方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第39条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。（再投資の指図）

第40条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第44条 この信託の計算期間は、原則として毎年11月20日から翌年11月19日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成14年11月19日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、

「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第46条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸費用」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および各計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

- ④ 第20条第1項に規定する「インターナショナル株式マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、信託財産に属するとみなされる「インターナショナル株式マザーファンド」の時価総額に年10,000分の51の率を乗じて得た金額とし、第1項に基づいて委託者が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。

- ⑤ 第20条第1項に規定する「インターナショナル債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、信託財産に属するとみなされる「インターナショナル債券マザーファンド」の時価総額に年10,000分の36の率を乗じて得た金額とし、第1項に基づいて委託者が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。

- ⑥ 第4項および第5項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(収益の分配)

第48条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第49条 受託者は、収益分配金については、原則として第50条第1項に規定する支払開始日および第50条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第50条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第50条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第50条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第51条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

⑦ ⑧<削除>

(収益分配金および償還金の時効)

第51条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第52条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が、30億円を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑧ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第53条の規定に従います。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第53条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとしします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載し

た書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第59条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第50条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則3 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第18条の規

定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

附則 4 第 27 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則 5 第 27 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年 9 月21日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社

親投資信託

年金日本株式マザーファンド

約 款

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① T O P I X（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、バリュース・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。
- ③ 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。
- ⑦ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 第 1 項で定めるものをいいます。）は、価格変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券をおよび新株予約権証券含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の20%以内とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

- ⑨ スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡し取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑪ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ⑫ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託

(年金日本株式マザーファンド 約款)

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金10億円～金300億円または金10億円～金300億円相当の自ら委託者である他の証券投資信託（信託の元本および収益の管理および運用に関する事項（投資対象とする資産の種類を含みます。）についてこの信託と同一性を有するものに限り、以下同じ。）の信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、以下「信託適格有価証券」といいます。）により、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の有価証券をいいます。

1. 証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている有価証券
2. 店頭売買有価証券（金融商品取引法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券をいいます。以下同じ。）
3. 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で次に掲げるもの。
 - イ. 金融商品取引法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券（同項第17号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を含む。ロ. において同じ。）
 - ロ. 金融商品取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの。
 - ハ. 金融商品取引法第2条第1項第10号、第11号および第19号に掲げる有価証券

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金1兆円もしくは金1兆円相当の信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託適格有価証券での信託の方法)

第4条 第2条および第3条の規定にしたがい、この信託の受益権を信託適格有価証券により取得する場合は、当該信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託にかかる受益証券の取得をするものとします。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友DSアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、10億口～300億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加設定または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第12条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

① 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限

ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形 (金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの (以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。) に限ります。)
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券 (金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 特別目的会社にかかる優先出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 13. 証券投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 19. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書の

うち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書の証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、主として前項第1号から第5号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（運用の基本方針）

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第17条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の運用指図）

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第19条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一の転換社債ならびに転換社債型

新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式 および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第23条の2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第23条の3 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 <削除>

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要

と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替）

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条 この信託の計算期間は、原則として毎年1月28日から翌年1月27日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日より平成14年1月28日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

（収益の留保）

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計算処理)

第38条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(一部解約)

第39条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受託者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第48条の2 <削除>

(運用報告書)

第48条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告

書を交付しません。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 第21条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年5月28日

委託者	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 大和住銀投信投資顧問株式会社
-----	-------------------------------------

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
-----	-----------------------------------

親投資信託

年金日本債券マザーファンド

約 款

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の公社債へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① NOMURA-BPI 総合指数をベンチマークとし、デュレーション・コントロールを重視したアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ③ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、信託財産純資産総額の10%以内とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資は、行いません。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑧ 金利先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑨ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポー

ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託

(年金日本債券マザーファンド 約款)

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金10億円～金300億円または金10億円～金300億円相当の自ら委託者である他の証券投資信託（信託の元本および収益の管理および運用に関する事項（投資対象とする資産の種類を含みます。）についてこの信託と同一性を有するものに限り、以下同じ。）の信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、以下「信託適格有価証券」といいます。）により、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の有価証券をいいます。

1. 証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている有価証券
2. 店頭売買有価証券（金融商品取引法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券をいいます。以下同じ。）
3. 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で次に掲げるもの。
 - イ. 金融商品取引法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券（同項第17号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を含む。ロ. において同じ。）
 - ロ. 金融商品取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの。
 - ハ. 金融商品取引法第2条第1項第10号、第11号および第19号に掲げる有価証券

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金1兆円もしくは金1兆円相当の信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託適格有価証券での信託の方法)

第4条 第2条および第3条の規定にしたがい、この信託の受益権を信託適格有価証券により取得する場合は、当該信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託にかかる受益証券の取得をするものとします。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友DSアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、10億口～300億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加設定または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第11条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第12条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限

ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
7. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
8. 特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
9. 転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
12. 証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
13. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
14. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
15. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第9号の証券または証書、第11号ならびに第16号の証券または証書のうち第9号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1

号から第5号までの証券および第11号ならびに第16号の証券または証書の証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号の証券および第13号の証券を「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、主として前項第1号から第5号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ④ 委託者は、取得時において信託財産の属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

（運用の基本方針）

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第17条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資を指図をしません。

（信用取引の運用指図）

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第19条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式 および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で

保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第23条の2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券または証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第23条の3 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 <削除>

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によ

るほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、原則として毎年 1 月28日から翌年 1 月27日までとします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日より平成14年 1 月28日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

(収益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。。

(追加信託金および一部解約金の計算処理)

第38条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(一部解約)

第39条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受託者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続しま

す。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第48条の2 <削除>

(運用報告書)

第48条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事

由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 第21条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年 5 月28日

委託者	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号 大和住銀投信投資顧問株式会社
-----	---

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
-----	---------------------------------------

親投資信託

インターナショナル株式マザーファンド

約 款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第12条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界各国の株式へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② 運用の指図に関する権限をディー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクに委託します。
- ③ 国別資産配分に関しては、各国の経済成長率、金利、為替レート、金融政策、資金需給や各市場間の企業の相対的魅力度分析により決定されます。
- ④ 銘柄選択については、個々の企業の経営戦略、業績予想等のファンダメンタル分析およびバリュエーションを考慮し、ボトム・アップアプローチにより行います。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第17条の範囲で行います。
- ⑨ スワップ取引は、約款第18条の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第19条の範囲で行います。
- ⑪ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ⑫ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託 (インターナショナル株式マザーファンド)

(委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の 2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金 1 億円～1, 000億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5, 000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができるものとします。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条、第45条、第46条第1項および第48条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D Sアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託会社または信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については、1 億口～1, 000億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の時価総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加設定または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることは

ありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(運用の指図範囲)

第11条 委託者(第13条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、第12条、第14条から第23条まで、第25条、第25条の2、第25条の3、第31条、第32条および第33条について同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特別目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益

証券発行信託の受益証券に限ります。)

- 20. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第14号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書の証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、主として前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の20を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(運用の基本方針)

第12条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第13条 委託者は、運用指図に関する権限を次のものに委託します。

ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク

(T. Rowe Price Associates, Inc.)

所在地：米国メリーランド州ボルチモア市

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第15条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資を指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資を指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限)

第20条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一の転換社債、ならびに会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてす

る信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入にかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第25条の2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第25条の3 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（保管業務の委任）

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合

には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第29条 <削除>

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、原則として毎年7月7日から翌年7月6日までとしま

す。ただし、第 1 計算期間は、平成11年 7 月30日から平成12年 7 月 6 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第38条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

（収益の留保）

第39条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

（追加信託金および一部解約金の計算処理）

第40条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（一部解約）

第41条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第 42 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払時期)

第44条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受託者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業が譲渡されることがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、こ

の信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条の2 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第49条の3 <削除>

(運用報告書)

第49条の4 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1：第19条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則2：第19条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅

を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成11年 7 月30日

	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号
委託者	大和住銀投信投資顧問株式会社

	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
受託者	三井住友信託銀行株式会社

親投資信託

インターナショナル債券マザーファンド

約 款

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く世界各国の公社債を中心に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① F T S E世界国債インデックス（除く日本、為替ヘッジなし、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② 債券と為替の運用に関しては、異なる資産としてそれぞれ独立した運用を行い、世界債券および通貨の分散投資を図ります。
- ③ 運用の指図に関する権限をT. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに委託します。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使による取得に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑨ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないことと

します。

- ⑩ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託

(インターナショナル債券マザーファンド 約款)

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億円～300億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友DSアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1億口～300億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加設定または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値

によって計算します。

- ② 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ③ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第13条 委託者（第15条に規定する委託者からの委託を受けたものを含みます。以下、第14条、第16条から第25条まで、第27条、第27条の2、第27条の3、第33条および第34条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りません。）

5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使によ

り取得した株券

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特別目的会社にかかる優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第6号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第6号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、主として前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第15条 委託者は、運用指図に関する権限を次のものに委託します。

T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド

(T. Rowe Price International Ltd)

所在地：英国ロンドン市

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第17条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の運用指図)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第19条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに別に定める外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに別に定める外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一の転換社債ならびに転換社債型

新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式 および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入にかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第27条の2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第27条の3 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(保管業務の委任)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第29条 受託者は、信託財産に属する有価証券を法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第31条 <削除>

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、原則として毎年2月23日から翌年2月22日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第40条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

(収益の留保)

第41条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計算処理)

第42条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(一部解約)

第43条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出

ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払時期)

第46条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受託者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者

がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第52条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第44条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第52条の2 <削除>

(運用報告書)

第52条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1：第21条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または

海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則 2：第21条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の關係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年 2 月23日

委託者 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号
大和住銀投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社